

2025 年度 事業報告書

まちだの学び

町田市生涯学習センター

目 次

町田市生涯学習センターについて	7
町田市生涯学習センターに求められる役割分類	8

統 計

2025 年度 生涯学習センター 利用状況	10
2025 年度 事業一覧	13

【役割1】学びの裾野を広げる

●まちだ市民大学 HATS 前期講座

・人間科学講座～生命・くらし・テクノロジー～	18
・町田の歴史～流通に見る町田の発展～	20
・“こころ”と“からだ”の健康学 子育て世代のセルフコンディショニング～自分らしい「キレイ」のために～	22
・多摩丘陵の自然入門～驚き感動まちだの自然大発見～	24

●まちだ市民大学 HATS 後期講座

・人間関係学講座 幸せな人生を送るための対話とは？	26
・町田の歴史～流通に見る町田の発展～	28
・“こころ”と“からだ”の健康学 人生100年時代！近年最高のコンディションへの近道 ～運動とデータからのアプローチ～	30
・多摩丘陵の自然入門～驚き感動まちだの自然大発見～	32

●学びのきっかけづくり講座

・人生100 年時代の自分らしいライフ＆キャリアとは？	34
・夢をかたちに！学生企画づくりの一日体験	35
・リニューアル記念講座	36
・\FP監修／カードゲームで疑似体験 金融知識を楽しく学ぼう！ ～自分らしいお金との付き合い方～	40

●連携・共催講座

・昭和薬科大学共催講座 歯と口から考える全身の健康～唾液力でボケ知らず	41
・東京家政学院大学共催講座 私たちの健康が地球の未来につながる～町田市のネイチャーポジティブの将来～	42
・町田国際交流センター共催講座 新春マーチングバンドコンサート&外国人パネリストによるトーク	43

●家庭教育支援事業

・親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポッポ」	44
・小学校低学年の保護者向け講座 年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座～イライラしない子育て術～	45
・小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼろう、大人への階段～子どもとの関わり方のポイント～	46

目 次

- ・思春期の子を持つ保護者向け講座
「自由」と「放任」のちがいは？！～子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係～・47
- ・テーマ別講座 無理せず、ちょこっと変えてみよう！～子育て世代の食育講座～48
- ・テーマ別講座 不登校・行き渋りに関する保護者向け講座「不登校・行き渋りを考える」 ...49
- ・テーマ別講座 デジタル時代の子育て講座～現代の子育てに必要な知識とスキル～50
- ・(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業 【YouTube セミナー】
デジタル時代の子育てオンデマンド配信講座 正しく怖がるゲーム行動症51

●平和祈念事業

- ・夏の平和イベント52

【役割2】誰もが学べる環境をつくる

- 障がい者青年学級.....56
 - 公民館学級57
 - ひかり学級58
 - 土曜学級59
- ・障がいがあってもなくても講座「ちがいのとなりで、生きている」
～ふだんの暮らしから、やさしいつながりを見つける時間～60

●学習支援事業

- ・まなびテラス61

●新たな学びの支援事業

- ・初心者向けなんでもスマホ相談室62
- ・高齢者向けなんでもスマホ相談室63

●社会的課題対応講座

- ・スマホ生活をリニューアル！～安心・便利な基本操作と SNS 入門～64
- ・学びのツールをリニューアル！65

●その他

- ・町田市生涯学習センターのホームページ66
- ・生涯学習情報誌『生涯学習 NAVI 好き！学び！』67
- ・町田市生涯学習センター（町田市公式）の X（エックス）68
- ・学習相談69

【役割3】学びを深め、活かす

●まちだ市民大学 HATS 前期講座

- ・まちだの福祉～「福祉×●●」を探す旅へ、あなたのできる『福祉』を探しに～72
- ・まちだのまちとくらしのエコ入門～地球にやさしい「くらし方」を探して～74

●まちだ市民大学 HATS 後期講座

- ・まちだの福祉
「福祉×自分」をみつけに ～今、あなたができること～76

目 次

・まちだの水とみどり入門～大切な水とみどりを守るために～	78
●市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ	
・マイライフ・マイステージ in 町田	80
・戦争と平和を「言葉」と「絵」で伝える	81
・手話で伝わる喜びと魅力を体験！	83
・子ども時代の心と向き合う講座	84
●家庭教育支援事業	
・子育てママのおしゃべり会～センサリーボトル作り～	85
・家庭教育支援学級 「にこにこクラス～絵本で広がるみんなの輪～」 「みんなと作ろう子育て講座！ハッピーゼミナール」	86
・家庭教育支援学級ゼミ 企画講座 これでもいいんだ！ポジティブ子育て ～寄り添う・見守る、子どもの発達～	87
●その他	
・特別教室等の地域利用	88

【役割4】学びのネットワークづくりを促進する

●連携・共催講座	
・学生活動報告会『ガクマチ EXPO』	92
・さがまちコンソーシアム協働事業 さがまちカレッジ町田市連携講座（生涯学習センター等開講講座） さがまちカレッジ町田市連携講座（こども体験講座）	94 97
・鶴川地区協議会共催事業 3 水スマイルラウンジ「まなびのひろば」	98
・町田地方史研究会共催講演会 新選組のふるさと「多摩地域」	99
・町田地方史研究会共催講演会 町田の地名～鶴川地区の用水とその水利権～	100
●その他	
・生涯学習ボランティアバンク	101
・町田市生涯学習センター・（一社）ものづくり文化振興協会共催 指導者養成講演会 「活気あるボランティア活動をめざして～高校生・大学生のボランティア活動に学ぶ～」	102
・まちだ子どもアクション・町田市地域活動サポートオフィス共催 子どもにやさしいまちの実現に向けて 聴けてる？子どもの声 届いてる？わたしの声	103
・ここまちベース（町田第一中学校図書室）	104

生涯学習センター運営協議会

・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿	106
・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（後期）	107

目 次

資料集

・町田市生涯学習センター条例	110
・町田市生涯学習センター条例施行規則	111
・町田市公民館条例	112
・町田市公民館条例施行規則（様式を除く）	115
・町田市立学校施設の開放に関する条例	119
・町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（様式を除く）	124
・町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱	134
・町田市生涯学習センターの管理に関する要領	135
・町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領	136
・町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領	138
・まちだ市民大学 HATS プログラム委員選任要領	139

町田市生涯学習センターについて

1958年、町田市誕生とともに生涯学習センターの前身となる公民館が設立されました。公民館では、「学習のきっかけづくり」「グループ活動の支援」「学習の場の提供」に主眼を置きながら、その時々々の行政課題を反映した学習事業を展開していました。

1990年代に入り、全国的に生涯学習行政への転換が進む中、地域社会づくりの基盤となる担い手の育成に重点をおいた「まちだ市民大学HATS」が1993年に開講されました。このまちだ市民大学HATSは、「あなたを励まし、地域を育てる」をコンセプトに各種講座を開催し、公民館とともに町田市における生涯学習分野の事業実施主体として中心的な位置を占めました。

その後、市民にとってより利用しやすい生涯学習環境を整備するため、総合的に生涯学習を推進する「センター機能」についての検討を開始しました。2010年に出された社会教育委員の「町田市における生涯学習センターの機能、学習機会の提供のあり方について一答申一」をもとに、生涯学習支援に必要な機能を「全体計画立案機能」「関係機関との総合調整機能」「情報集約・発信機能」「学習相談機能」の4点に整理しました。併せて、公民館とまちだ市民大学HATSの独自性を残しつつ、センター機能を担う組織が引き継ぐ方向性を示しました。

これらの経過を経て、町田市生涯学習センターは、「公民館」と「まちだ市民大学HATS」を統合するとともに、各部署で行っていた「生涯学習にかかる機能」である『全体計画立案機能』『関係機関との総合調整機能』『情報集約・発信機能』『学習相談機能』を担う組織として、2012年4月に開館しました。開館以来、市民の学習活動を総合的に支援する教育機関として、町田市の生涯学習の推進役を担っています。

さらに、町田市教育委員会は、町田市生涯学習審議会から2020年3月に「町田市生涯学習センターに求められる役割について」答申を受けました。2021年11月には「今後の町田市生涯学習センターのあり方について」答申を受けました。この答申を踏まえ、2022年2月に「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」を策定し、2023年2月に「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」を策定しました。

今回の事業報告書では、上記の「町田市生涯学習センターに求められる役割」毎に各事業を分類し、統計にも反映しました。

町田市生涯学習センターに求められる役割分類

【役割１】 学びの裾野を広げる

- ▶より多くの市民に生涯学習の機会を提供する「学びに出会うためのきっかけづくり」を重視した事業
- ▶市民が身近な場所で手軽に学べるように、地域で展開する事業

【役割２】 誰もが学べる環境をつくる

- ▶学ぶことに支援が必要な方の学びにつながる事業
- ▶時代に応じた必要なリテラシーを身につけることができる事業
- ▶地域や時間の制約なく学ぶことができる環境をつくる事業
- ▶多くの市民が学びにつながることを支援する事業

【役割３】 学びを深め、活かす

- ▶市民の学びに関するニーズの把握につながる事業
- ▶地域で学び合う場を創出し、地域の課題を解決するための支援につながる事業
- ▶地域で活動する人材の育成や、学びを入口にした地域団体の形成につながる事業

【役割４】 学びのネットワークづくりを促進する

- ▶様々な主体による生涯学習の取組情報を活用して、より多くの市民への学習機会の提供につながる事業
- ▶学んだ成果を発揮する機会・場を提供し、学びの循環につながる事業
- ▶修了者団体の継続的な活動を支援する事業

統計

2025年度 生涯学習センター 利用状況

●月別利用状況

利用区分		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開館日数		2025	-	-	-	-	-	-
		2024	29	30	29	30	30	29
一般貸出	回数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	749	761	752	766	629	670
	人数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	6,994	6,913	6,462	7,356	5,434	6,114
生涯学習 センター 事業	回数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	81	121	165	155	197	272
	人数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	786	1,416	3,136	2,240	2,677	2,867
町田市 公 用	回数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	1	22	1	8	0	0
	人数	2025	-	-	-	-	-	-
		2024	20	863	15	239	0	0
利用回数計		2025	-	-	-	-	-	-
		2024	831	904	918	929	826	942
利用人数計		2025	-	-	-	-	-	-
		2024	7,800	9,192	9,613	9,835	8,111	8,981

回数は利用区分の午前・午後・夜間をそれぞれ1回として計算する。

※利用区分(時間)

・午前: 9:00~12:30

・午後: 13:00~17:00

・夜間: 18:00~22:00

利用区分		年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
開館日数		2025	－	－	－	27	27	30	84 日	
		2024	－	－	－	－	－	－	177 日	
一般貸出	回数	2025	－	－	－	537	584	654	1,775 回	
		2024	－	－	－	－	－	－	4,327 回	
	人数	2025	－	－	－	4,660	5,278	6,386	16,324 人	
		2024	－	－	－	－	－	－	39,273 人	
生涯学習 センター 事業	回数	2025	－	－	－	148	119	187	454 回	
		2024	－	－	－	－	－	－	991 回	
	人数	2025	－	－	－	2,293	1,756	2,489	6,538 人	
		2024	－	－	－	－	－	－	13,122 人	
町田市 公 用	回数	2025	－	－	－	22	3	11	36 回	
		2024	－	－	－	－	－	－	32 回	
	人数	2025	－	－	－	280	35	246	561 人	
		2024	－	－	－	－	－	－	1,137 人	
利用回数計		2025	－	－	－	703	701	852	2,256 回	
		2024	－	－	－	－	－	－	5,350 回	
利用人数計		2025	－	－	－	7,233	7,069	9,121	23,423 人	
		2024	－	－	－	－	－	－	53,532 人	

※ 大規模改修工事の実施にともない、2024年10月1日から2026年1月3日まで休館。

●施設別利用状況

施設名	利用率	
	2025年度	2024年度
ホール	53%	61%
学習室1	56%	61%
学習室2	60%	64%
学習室3	63%	67%
学習室4	55%	59%
学習室5	58%	72%
学習室6	57%	63%
学習室7	55%	62%
和室1	47%	53%
和室2	38%	45%
音楽室1	77%	76%
音楽室2	80%	84%
プレイルーム	63%	68%
調理実習室	35%	43%
美術工芸室	42%	54%
視聴覚室	36%	63%
保育室	24%	13%
平均利用率	53%	59%

※大規模修繕の実施にともない、2024年10月1日から2026年1月3日まで休館。
利用率は、この期間を除いて算出しています。

年度別利用状況(※1)

利用区分		2021	2022	2023	2024	2025	
開館日数		312	347	348	177	84	日
一般貸出	回数	4,313	6,308	8,121	4,327	1,775	回
	人数	35,746	55,027	73,221	39,273	16,324	人
生涯学習センター事業	回数	1,984	2,264	2,052	991	454	回
	人数	20,019	30,345	30,806	13,122	6,538	人
町田市公用	回数	3,916	2,295	860	32	36	回
	人数	157,015	90,003	31,136	1,137	561	人
利用回数計*		10,213	10,867	11,033	5,350	2,256	回
利用人数計*		212,780	175,375	135,163	53,532	23,423	人
平均利用率*		64%	61%	62%	59%	53%	

回数は利用区分の午前・午後・夜間をそれぞれ1回として計算する。

※利用区分(時間)

- ・午前: 9:00～12:30
- ・午後: 13:00～17:00
- ・夜間: 18:00～22:00

(※1)

2021年度における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休館について
 2021年1月8日～3月31日: 夜間休館
 2021年4月25日～5月31日: 終日休館

2024年度の大規模改修工事の実施に伴う休館について
 2024年10月1日～2026年1月3日: 終日休館

利用率は、終日休館の期間を除いて算出しています。

2025年度事業実施状況

事業分類	事業数		延回数		延参加人数	
	2024	2025	2024	2025	2024	2025
【役割1】 学びの裾野を広げる	32	31	85	79	2,440	3,232
【役割2】 学びのセーフティネットの充実	13	13	253	214	3,075	2,758
【役割3】 学びを深め、活かす	15	13	78	63	765	628
【役割4】 学びのネットワークづくりを促進する	10	11	44	24	2,521	1,022
合計	70	68	460	380	8,801	7,640

2025年度 事業一覧

講座・イベント・学級等の実績		2025年度実績			2024年度実績		
【役割1】 学びの裾野を広げる	事業名	事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
	●まちだ市民大学HATS 前期講座	8			32	85	2,440
	人間科学講座 ～生命・くらし・テクノロジー～		4	105			
	町田の歴史 ～流通に見る町田の発展～		4	379			
	“こころ”と“からだ”の健康学		4	85			
	子育て世代のセルフコンディショニング～自分らしい「キレイ」のために～						
	多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～		4	105			
	●まちだ市民大学HATS 後期講座						
	人間関係学講座 ～幸せな人生を送るための対話とは？～		4	90			
	町田の歴史 ～流通に見る町田の発展～		4	350			
	“こころ”と“からだ”の健康学		4	66			
	近年最高のコンディションへの近道～運動とデータからのアプローチ～						
	多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～		4	51			
	●学びのきっかけづくり講座	4					
	オンデマンド配信講座 人生100 年時代の自分らしいライフ&キャリアとは？		1	19			
	夢をかたちに！ 学生企画づくりの一日体験		2	13			
	リニューアル記念講座		9	559			
	FP監修ノカードゲームで疑似体験 金融知識を楽しく学ぼう！ ～自分らしいお金とのつき合い方～		2	17			
	●連携・共催講座	3					
	昭和薬科大学共催講座 歯と口から考える全身の健康～唾液力でボケ知らず		1	110			
	東京家政学院大学共催講座 私たちの健康が地球の未来につながる ～町田市のネイチャーポジティブの将来～		1	17			
	町田国際交流センター共催講座 コンサート&外国人パネリストによるトーク		1	42			
	●家庭教育支援事業	8					
	親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポップ」		6	89			
	小学校低学年の保護者向け講座 年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座 ～イライラしない子育て術～		4	45			
	小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼろう、大人への階段～子どもとの関わり方のポイント～		2	20			
	思春期の子を持つ保護者向け講座 「自由」と「放任」のちがいは？！ ～子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係～		3	52			
	テーマ別講座 無理せず、ちょこっと変えてみよう！～子育て世代の食育講座～		2	18			
	テーマ別講座 不登校・行き渋りに関する保護者向け講座 「不登校・行き渋りを考える」		2	12			
	テーマ別講座 デジタル時代の子育て講座 ～現代の子育てに必要な知識とスキル～		2	20			
	(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業 【YouTubeセミナー】デジタル時代の子育てオンデマンド配信 講座「正しく怖がるゲーム行動症」		1	延視聴回数 307			
	●平和祈念事業 夏の平和イベント	8	8	968			
	小 計	31	79	3,232	32	85	2,440

2025年度 事業一覧

		2025年度実績			2024年度実績		
事業名		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割2】 誰もが 学べる 環境を つくる	●障がい者青年学級事業						
	・ 公民館学級		11	386		11	416
				187			182
	・ ひかり学級		16	454		15	432
				137			134
	・ 土曜学級	1	18	286	1	12	297
				181			143
	・ 生涯学習センターまつり		-	-		1	29
	※2025年度は実施なし		-	-			14
	・担当者会議、調整会議、学級活動総括、総括委員会、 ニュース作成、実践報告集編集委員会、担当者学習会		108	471		146	630
	障がいがあってもなくても講座「ちがいのとなりで、生きている」 ～ふだんの暮らしから、やさしいつながりを見つける時間～	1	2	27	1	1	42
	●学習支援事業						
	まなびテラス	1	22	241	1	21	290
	●新たな学びの支援事業						
	初心者向けなんでもスマホ相談室	2	17	156	2	44	431
	高齢者向けなんでもスマホ相談室		18	173			
	●社会的課題対応講座						
	スマホ生活をリニューアル！ ～安心・便利な基本操作とSNS入門～	2	1	29	2	1	14
	学びのツールをリニューアル！ ～流行の今だから知るべき！生成AIの基本と指示のコツ～		1	30		1	21
	●その他						
	町田市生涯学習センターのホームページ		アクセス数：22,264			アクセス数：25,577	
	生涯学習情報誌『生涯学習NAVI 好き！学び！』		4回（3ヶ月毎発行）			4回（3ヶ月毎発行）	
	町田市生涯学習センター（町田市公式）のX（エックス）	6	発信数：54 登録数：871		6	発信数：61 登録数：798	
	学習相談		-			-	
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）学習支援		（延利用者数:128）			（延利用者数:160）	
	ここまちな塾		（延利用者数:196）			（延利用者数:225）	
小 計		13	214	2,758	13	253	3,075

2025年度 事業一覧

	事業名	2025年度実績			2024年度実績		
		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割3】 学びを深め、活かす	●まちだ市民大学HATS 前期講座						
	まちだの福祉 ～「福祉×●●」を探す旅へ、あなたのできる『福祉』を探しに～	4	5	58	12	67	737
	まちだのまちとくらしのエコ入門～地球にやさしい「くらし方」を探して～		6	60			
	●まちだ市民大学HATS 後期講座						
	まちだの福祉 「福祉×自分」をみつけに ～今、あなたができること～		5	21			
	まちだの水とみどり入門～大切な水とみどりを守るために～		4	43			
	●市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ	4					
	マイライフ・マイステージ in 町田		3	32			
	戦争と平和を「言葉」と「絵」で伝える		2	50			
	手話で伝わる喜びと魅力を体験！		3	77			
	子ども時代の心と向き合う講座		3	51			
	●家庭教育支援事業	3					
	家庭教育支援講座修了者団体企画 「子育てママのおしゃべり会～センサリーボトル作り～」		1	9			
	家庭教育支援学級 「にこにこクラス」「ハッピーゼミナール」		28	182			
	家庭教育支援学級ゼミ 企画講座「これでいいんだ！ポジティブ子育て ～寄り添う・見守る、子どもの発達～」		3	45			
	●その他	2			3		
	まちだ探・探ゼミナール		-	-		9	25
	印刷機講習会 ※2025年度は開催なし		-	-		2	3
	特別教室等の地域利用 利用者数 { 木曽境川小学校 小山ヶ丘小学校 鶴川中学校 町田第一中学校 4校計		-	(2,549) (362) (355) (10,454) (13,720)		-	(2,373) (732) (528) (10,517) (14,150)
小 計		13	63	628	15	78	765

2025年度 事業一覧

		2025年度実績			2024年度実績		
事業名		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割4】 学びのネットワークづくりを促進する	●生涯学習センターまつり ※2025年度は実施なし	—	—	—			
	●連携・共催講座						
	学生活動報告会『ガクマチEXPO』		1	155			
	さがまちコンソーシアム協働事業 さがまちカレッジ町田市連携講座 (生涯学習センター等開講講座、こども体験講座)		13	377			
	鶴川地区協議会共催事業 3水スマイルラウンジ「まなびのひろば」		6	210			
	町田地方史研究会共催講演会 新選組のふるさと「多摩地域」	7	1	153			
	町田地方史研究会共催講演会・シンポジウム 町田の地名～鶴川地区の用水とその水利権～		1	62			
	町田市生涯学習センター・(一社)ものづくり文化振興協会共催 指導者養成講演会「活気あるボランティア活動をめざして ～高校生・大学生のボランティア活動に学ぶ～」		1	23			
	まちだ子どもアクション・町田市地域活動サポートオフィス共催 子どもにやさしいまちの実現に向けて 聴けてる？子どもの声 届いてる？わたしの声		1	42			
	●その他						
	生涯学習ボランティアバンク			(登録件数：75) (利用件数：6)			
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）地域利用	4		(利用者数：710)			
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）マンスリーイベント			(延参加者数：53/12回)			
	町田第一中学校地域活性化イベント			(延参加者数：134/2回)			
小 計		11	24	1,022	10	44	2,521

		2025年度実績			2024年度実績		
合 計		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
		68	380	7,640	70	460	8,801
主要事業計	まちだ市民大学HATS 合計	12	52	1,413	11	55	961
	家庭教育支援事業 合計	11	54	492	11	55	545
	障がい者青年学級 合計	2	155	2,129	2	186	2,319

【役割 1】

学びの裾野を広げる

- より多くの市民に生涯学習の機会を提供する「学びに出会うためのきっかけづくり」を重視した事業
- 市民が身近な場所で手軽に学べるように、地域で展開する事業

まちだ市民大学HATS 前期 人間科学講座 生命・くらし・テクノロジー

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

近年、最新のテクノロジーに対しデマやいたずらに否定的にとらえる風潮が見られます。本講座では、先端医療や情報コミュニケーションの現状、倫理的問題などを学び、広く物事をとらえる視点を得ていくことを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①市内在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

玉川学園コミュニティセンター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月21日(水) 18:00～20:00	生命倫理が問われる現在の問題を 広く考える	生命倫理政策研究会 共同代表 棚島 次郎 氏
2	6月4日(水) 18:00～20:00	「人新世」時代のイヌイトの挑戦： 人類の未来を問う	放送大学 教授 大村 敬一 氏
3	6月18日(水) 18:00～20:00	【公開講座】 ICTで拡張するこれからのコミュニティ	一橋大学大学院 ソーシャル・データサイエン ス研究科 教授 檜山 敦 氏
4	7月1日(火) 18:00～20:00	科学否定論が広がる社会	大阪大学 准教授 松村 一志 氏

※ 第3回講座は、講義動画を作成し、連続講座及び公開講座で受講者が
視聴する形で実施しました。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	33人	90人	25人
募集 (公開講座)	応募 (公開講座)	視聴回数 (公開講座)	
50人	20人	15回	

参加者の声

- ・ 日頃あまりかかわらない内容ですが、我々の知らない正解をのぞいた様に感じました。生命倫理という課題は人間にとってとても必要な事だと学びました。
- ・ 現代の人類学の役割が良く理解できた。大変面白く拝聴できた。生きて行く上で「二重に生きる」の意味の重要性を考える必要性を感じるとともに、資本主義の中でのコミュニズムの必要性を感じた。
- ・ 情報や科学技術が発達した社会で、それらを用いた身近な取り組みを知ることが出来たのは有意義でした。積極的に情報収集して社会参加をすることは大切だと思いました。
- ・ 科学をどこまで信じるのかの大きなテーマであった。科学を批判することの意味、否定する意味は、時として真実を追求するプロセスにおいて大変重要な社会学であることを知りました。科学的な思考な結果を探すことなく、他人の思考との衝突であり、その中に科学の否定論もあると思う。

講座風景



▲ 講座の様子(第1回)



▲ 講座の様子(第2回)



▲ 講座の様子(第3回)



▲ 講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 前期 町田の歴史
～流通に見る町田の発展～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

「歴史って面白い！」と人気の「町田の歴史」。学校で習う歴史とは一味違う「ふるさと町田」の過去を人と物の流れ、流通の視点から時代を追って学習していきます。郷土の歴史について学んでみませんか。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は①市内在住②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,000円

会 場

健康福祉会館

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5/20（火） 13:45～16:15	オリエンテーション 古代多摩地域における瓦・須恵器の生産と流通	東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センター 調査研究員 大西 雅也 氏
2	6/3（火） 14:00～16:15	店屋駅と古代武蔵国の交通路	國學院大學栃木短期大学 准教授 中 大輔 氏
3	6/17（火） 14:00～16:00	【公開講座】 後北条家文書と中世の流通経済	駒澤大学文学部 名誉教授 久保田 昌希 氏
4	7/1（火） 14:00～16:15	原町田の市の成立と発展	國學院大學文学部 教授 岩橋 清美 氏

※第4回講座は録画し、9月にオンデマンド配信しました。

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
70人	70人	219人	57人
募集（公開講座）	応募（公開講座）	参加（公開講座）	
110人	90人	74人	
参加（オンデマンド）			
86人			

参加者の声

- ・生活している地域子ども達等へ、自分の住む地と他所との違いを知らしめ多様化の理解を深めてもらうことが出来たらと思う。
- ・町田市域における「流通史」は先行研究が少ない事が分かった。今後は関係する史料を発掘し、近隣地域との共同研究が必要である。
- ・町田の歴史（市史）を伝えていくことの知識等が深まった（得られた）。
- ・町田市史の勉強を続けたい。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲グループワークの様子(第2回)



▲公開講座の様子(第3回)



▲公開講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS
町田の歴史・流通にみる町田の発展

第4回 原町田の市の成立と発展



2025年7月1日（火）岩橋 清美
F.ベアト撮影 原町田



▲オンデマンド講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 前期 “こころ” と “からだ” の健康学
子育て世代のセルフコンディショニング
～自分らしい「キレイ」のために～

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

毎日を元気に生きるために、生活の中で実践できる知識（座学）と技術（実技）を学び、心の健康と身体の健康について考える。また、学んだ内容を周囲の人にも広め、地域の健康に寄与することを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・チラシ・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

なるせ駅前市民センター

日時
内容
講師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月26日(月) 9:45～11:45	栄養 「時短＆栄養満点！子育て世代のための食事術と食べ方のコツ」	相模女子大学管理栄養学科 専任講師 松永 裕美子 氏
2	6月9日(月) 9:45～11:45	運動 「正しく知って、正しく動く！ピラティスで変わるこころとからだ」	スパインピラティス チーフインストラクター 鈴木 勇平 氏
3	6月23日(月) 9:45～11:45	【公開講座】美・肌 「子育てママ・パパ必見！夏のスキンケア～汗や紫外線との上手な付き合い方～」	医療法人社団めぐみ 会 田村クリニックⅡ院長 武藤 美香 氏
4	7月7日(月) 9:45～11:45	睡眠 「子育て世代のための睡眠教室」	医療法人RESM理事長、日本睡眠学会総合専門医 白濱 龍太郎 氏

※ 7月14日(月)に自由参加で、交流会を実施しました。

※ 第3回の講座は、講義動画を作成し、連続講座及び公開講座で受講者が視聴する形で実施しました。

募 集 ・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	17人	56人	12人
募集（公開講座）	応募（公開講座）	視聴回数（公開講座）	
50人	29人	50回	

参加者の声

- ・ 先生のお話を聞いて、ごはんづくりのハードルが下がりました。やる気がUPしました！子供のためだけでなく、自分のための栄養もちゃんと考えてあげたいと思いました。
- ・ 日々の子育てに追われて、自分の体や肌のメンテナンスをあとまわしにしてきたので、これからは自分の体にもっと向き合っていきたいと思っていました。スキンケアや睡眠の大切さを知ることができたので、生活リズムを整える際に気をつけていきたいです。
- ・ 呼吸やエクササイズを通して、自分の身体の状態を知る事ができました。腹筋を少し伸ばしてみて、とても気持ち良かったので、ヨガ、ピラティスやってみたいと思いました。呼吸の量は少なくしていきたいです。
- ・ 体を動かし、栄養をとり、睡眠をとり、この勉強会のあとから色々やり始めました。
- ・ 睡眠の勉強を深堀したくなりました。食事は多品種摂取をこころかけるようになりました。
- ・ 全ての勉強会の後、講義の内容をママ友に教えてあげました。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 前期 多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田市及び近隣の色々なフィールドで自然散策や体験等を行うことにより、親しみしみながら、多摩丘陵の自然を知り、保全の実情と活動について学びます。そして、学んだことを身近な人たちに広め、多摩丘陵の自然に関心を持つ方を増やすことを目指します。

対 象

どなたでも ※ただし、応募多数の場合は①市内在住②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,000円

会 場

①国際版画美術館・芹ヶ谷公園②町田かたかごの森③玉川大学・玉川学園キャンパス④かしの木山自然公園

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月11日（日） 10:10～13:00	オリエンテーション 芹ヶ谷公園の多様な自然を知る （国際版画美術館～芹ヶ谷公園）	芹ヶ谷の自然と絆を育む会
2	5月25日（日） 10:00～14:15	カタクリと身近な植物をとおして自然の営みや自然の大切さを知る （町田かたかごの森）	町田かたかごの森を守る会
3	6月1日（日） 10:00～13:00	植物を殖やして育てよう（初夏編） （玉川大学・玉川学園キャンパス）	玉川大学 教授 山崎 旬 氏
4	6月15日（日） 9:30～15:00	かつての里山の豊かな自然が見られる公園で、知るを楽しむ まとめ、振り返り交流会、修了式 （かしの木山自然公園）	かしの木山自然公園 愛護会

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
30人	31人	105人	27人

参加者の声

- ・ 知らずに通り過ぎていた公園でしたが、いろんな植物や生き物が住み着いているんだなと改めて気づき、そのための環境づくりの大切さとご苦労があることを感じました。（第1回）
- ・ 町田の中で珍しい山野草に会えて満足です。説明していただいた町田かたかごの森を守る会の会員さんの知識に驚きました。（第2回）
- ・ 植物の植え方、挿し木等も教えていただき、ためになりました。（第3回）
- ・ 里山の自然を残す努力を知り、これからもたびたびかしの木山公園に行き、自然を楽しみたいと思います。（第4回）

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 後期 人間関係学講座 幸せな人生を送るための対話とは？

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

子育てや介護、仕事、地域での活動をするうえで、直面するコミュニケーションの難しさについて、対話で築く人間関係の作り方を学びます。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①市内在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・チラシ・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

なるせ駅前市民センター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月1日(水) 9:45～11:45	【ワークショップ】 対話のためのレッスンーポジティブ に、多角的に話を展開するー	桜美林大学 講師 辰巳 厚子 氏
2	10月16日(木) 9:45～11:45	デスカフェに学ぶ対話力	女子栄養大学栄養科学研究 所 客員研究員 萩原 真由美 氏
3	10月30日(木) 9:45～11:45	差別は思いやりでは解決しない	LGBT法連合会 理事 神谷 悠一 氏
4	11月13日(木) 9:45～11:45	物語から生まれる対話について	ピッピのくつした 代表 武田 祐子 氏

※ 11月27日(木)に自由参加で、交流会を実施しました。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	30人	90人	22人

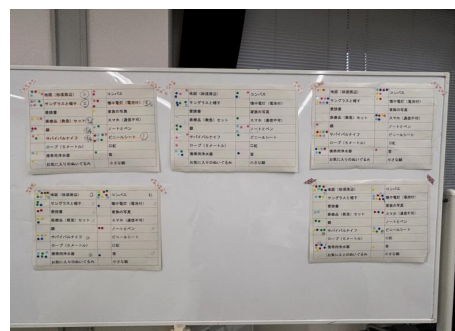
参加者の声

- ・ 様々な世代の方とワークショップを通じて、考え方の違いや、相手の立場の理解が学べて楽しかったです。
- ・ 具体的に対話をする際に使うといい言葉、相手の考えを聞くことで勉強になったり、自分が考えもしなかったことを取り入れられたり、とても参考になりました。グループトークのメンバーも楽しい方々でとても盛り上がり、楽しく学ばせてもらいました。
- ・ 対話、人の話をしっかりきちんと聞くことの大切さを学びました。そして実際にやってみると、とてもおもしろく、相手に対して、尊重する気持ちが湧くことにおどろき、本当に沢山のことを体得できました。
- ・ LGBTQについて体系的にまとまって学ぶ機会があったのは、とても良かった。生活の中では、自らが興味をもって情報をつかみとっていかないとなかなか難しいので、今回講座の中に組み込まれていて良かった。
- ・ 読書会を通じて幅広い年代との対話の大切さを勉強させていただきました。

講座風景



▲ 講座の様子(第1回)



▲ ワークショップの様子(第1回)



▲ 講座の様子(第2回)



▲ 講座の様子(第3回)



▲ 講座の様子(第4回)



▲ 交流会の様子

まちだ市民大学HATS 後期 町田の歴史 ～流通に見る町田の発展～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田の歴史について学ぶことにより、郷土についての認識や市民としての市域への愛着を深めることで、地域の活性化に役立てることを目指す。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は①市内在住②2025年度前期に同講座受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,000円

会 場

ぽっぽ町田 ※第3回公開講座のみ市民フォーラム

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	9/30 (火) 13:45～16:15	小野路村の炭の生産と江戸・東京への 流通経路について	町田地方史研究会 会長 小島 政孝 氏
2	10/14 (火) 14:00～16:15	「絹の道」と鑓水の生糸商人	八王子郷土資料館 学芸員 美甘 (みかも) 由 紀子 氏
3	10/28 (火) 14:00～16:00	【公開講座】 小田急線の敷設と戦前・戦中期の軍都化～ 小田急沿線の観光開発から軍都化への歩 み～	桜美林大学 人文学系長 浜田 弘明 氏
4	11/11 (火) 14:00～16:15	戦後ベッドタウン化する町田 ～首都圏整備法・オリンピック・『団地白 書』～	日本女子大学人間社 会学部准教授 上田 誠二 氏

※第4回講座は録画し、2～3月にオンデマンド配信しました。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
70人	70人	214人	42人
募集 (公開講座)	応募 (公開講座)	参加 (公開講座)	
110人	79人	79人	
参加 (オンデマンド)			
57人			

参加者の声

- ・ 資料だけではわからないエピソード等聞きたかった
- ・ 明細な資料を追い調べて当時の生糸の商人達の活動流通の実態まで解明してゆくやりに、とても感嘆させられた。こうした地道な調査によって歴史が着実に説き明かされること、今更ながら、目からウロコの講義だった。誠にありがとうございました。
- ・ とても聞きとりやすい話し方で、内容も興味深く楽しく聞けました。おもしろい話でした。ありがとうございました。
- ・ 動画あり、図表も多く、とてもわかりやすい内容でした 町田市の戦後史は初めて聞く内容でしたので私にとってとても有意義でした。

講座風景



▲ 講座の様子(第1回)



▲ 講座の様子(第2回)



▲ 公開講座の様子(第3回)



▲ 講座の様子(第4回)



▲ オンデマンド講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 後期 “こころ”と“からだ”の健康学
人生100年時代！近年最高のコンディションへの近道
～運動とデータからのアプローチ～

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

毎日を元気に生きるために、生活の中で実践できる知識（座学）と技術（実技）を学び、心の健康と身体の健康について考える。また、学んだ内容を周囲の人にも広め、地域の健康に寄与することを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・チラシ・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

鶴川市民センター

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	9月30日(火) 14:00～16:00	イントロダクション・スポーツ 「頭と身体を使った運動・スポーツに挑戦（ボッチャなど）新たな運動・スポーツの知見獲得を目指す！」	町田市スポーツ推進委員 佐藤 健 氏
2	10月18日(土) 14:00～16:00	【公開講座】社会的フレイル 「健康とつながりを育むスポーツライフ：社会的フレイル予防講座」	東海大学 体育学部 講師 秋吉 遼子 氏
3	10月28日(火) 14:00～16:00	オーラルフレイル 「たべることも終活しますか？～実感！おいしくたべられるお口とは～」	日本大学松戸歯学部 口腔外科学講座 教授 石井 良昌 氏
4	11月11日(火) 14:00～16:00	筋肉のフレイル 「転ばぬ先のフレイル予防！筋肉を鍛えて元気をつくる秘訣！」	日本筋力トレーニング総合 研究所 所長 佐藤 健一 氏

※ 11月25日(火)に、自由参加で、交流会を実施しました。

※ 第2回【公開講座】は、講師の都合により、日程を変更して、実施しました。

募 集 ・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	20人	62人	18人
募集（公開講座）	応募（公開講座）	参加（公開講座）	
50人	15人	4人	

参加者の声

- ・ ボッチャは体験することにより印象に残った。オーラルフレイルは食べることが、脳にも、身体にも、心にも大切であることを実感。
- ・ 口の中の健康状態は、あまり深く考えていなかったが、年齢を重ねると特に歯周病に気を付けないと色々な病気を引き起こす原因となるため、日ごろのケアが必要だと思った。
- ・ 70代、お話を聞いて思いあたる事ばかり。筋肉の大切さは分かりましたが頭だけの理解だけでなく、実行して筋肉をふやす努力をしたいと思います。
- ・ 毎日の生活の中で少しでも運動をとり入れて健康に過ごすことを心がけたい。
- ・ 毎日の栄養を考えて食事を作り、食べて、筋肉を鍛える運動をし、何らかの社会参加をするように、つとめます。
- ・ スポーツは健康のためにすることの他に人との繋がりになることも幸福感となり、見るこ、応援、手助けするのも同じように良いことだと感じました。
- ・ 「弱い紐帯の強さ」はスポーツ以外でも同様にあることであり、人間関係を広げて情報を得るというのはとても大切であると思った。
- ・ 日々の運動が大切・重要で続けることが大切であること。これからの人生に（健康寿命に）大きく影響されるのが運動であること。
- ・ 自治会の集まりのときの話題にしたい。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲公開講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 後期 多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田市及び近隣の色々なフィールドで自然散策や体験等を行うことにより、親しみしみながら、多摩丘陵の自然を知り、保全の実情と活動について学びます。そして、学んだことを身近な人たちに広め、多摩丘陵の自然に関心を持つ方を増やすことを目指します。

対 象

どなたでも ※ただし、応募多数の場合は①市内在住②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,000円

会 場

①和光大学キャンパスと岡上周辺②野津田公園・上の原広場③都立大戸緑地④芹ヶ谷公園と国際版画美術館

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月5日（日） 9:30～12:50	オリエンテーション 谷戸の地形から見る多摩丘陵の自然の魅力（鶴川駅～和光大学キャンパス～岡上周辺～大正橋）	和光大学地域連携研究センター 地域・流域共生フォーラム 齋藤 透 氏
2	10月19日（日） 10:00～14:00	虫捕り・草花遊びをして考える“野原”という自然 （野津田公園・上の原広場）	野津田・雑木林の会
3	11月2日（日） 9:40～13:00	都立大戸緑地の自然 地域の自然を守り親しむ （都立大戸緑地）	多摩部の公園 パートナーズ
4	11月16日（日） 9:30～12:30	【自然散策】「芹ヶ谷公園の地形と流域」 【室内講義】足元の自然を子どもたちに引き継ぐために まとめ、振り返り交流会 修了式 （芹ヶ谷公園～国際版画美術館講堂）	【自然散策】恩田川の会 深見 幹朗 氏 【室内講義】和光大学教授 堂前 雅史 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
30人	18人	51人	12人

参加者の声

- ・ 日頃通り過ぎていた能ヶ谷、岡上の里の自然の豊かさを学べました。魚・草木・虫、多くの生物を見ることができ、驚き感動しました。(第1回)
- ・ 今まで虫を捕まえたことがなかったので新鮮でした。仲間と一緒に探しながら名前を写真と照らし合わせながら意外と楽しむことができたのが驚きです。(第2回)
- ・ 植物の名前の由来なども聞けて楽しかったです。地域の生態系などがよくわかりました。生物多様性の話はもっと聞きたいです。(第3回)
- ・ 多摩丘陵の位置を確認し、遠目に見ることができたから、講義では環世界という見方が興味深かったです。(第4回)

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)



▲講座の様子(第4回)

学びのきっかけづくりオンデマンド配信講座 「人生100年時代の自分らしいライフ&キャリアとは？」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

本講座は、若者・生産年齢層に興味・関心のある講座を開催し、市民の学びの裾野を広げ、学びに出会うきっかけづくりを目的とした生涯学習センター「学びのきっかけづくり講座」の一つとして2024年度に開催したものを録画・編集し、より多くの市民への学びを提供するためにオンデマンド配信にて実施します。

暮らしを支え生きがいや喜びをもたらす仕事と、生きていくうえで欠かせない生活（家事や育児、介護など）の両立を目指すことを目的とします。

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・X

会 場

オンデマンド受講（録画視聴）

※2024年度に開催した講座を録画・編集し、インターネット上で限定配信。

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

日 時	内 容	講 師
4月30日(水) ～ 5月22日(木)	人生100年時代の自分らしいライフ&キャリアとは？	ワーク・ライフバランス コンサルタント 小山 佐知子 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	視聴回数
50人	19人	46回

参加者 の 声

- ・「LIFE SHIFT」は既に読んでいましたが、講座を受講して、改めて本の内容を深く理解することが出来ました。自身のキャリアを振り返り、今後の人生について考えてみようと思うきっかけになりました。講師の方について、講義内容が分かりやすく、また、雰囲気がとても明るく、受講していて前向きな気持ちになりました。
- ・非常に、参考になりました。自分は、今64歳で来年定年です。その後、どうしようか？を考えていたので、考える上でのヒントが得られたと思いました。



◀ 講師
小山 佐知子 氏

学びのきっかけづくり講座 夢をかたちに！学生企画づくりの一日体験

【役割 1】
学びの裾野を
広げる

目 的

学生が事業企画の基本的な考え方や手法を学び、実際のプロジェクトを構想する力を育むことを目指します。市民の学びの裾野を広げ、学びに出会うきっかけづくりを目的とした生涯学習センター「学びのきっかけづくり講座」の一つとして開催します。

対 象

どなたでも（高校生以上の学生向け）

周 知 方 法

広報・ホームページ・NAVI・チラシ・X

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム

内 容

	日時	内容	講師
1	9月14日（日） 10:00～12:00	企画作りの基礎「基礎から学ぶ 企画術：成功への土台づくり」	桜美林大学 江藤 佑
2	9月14日（日） 13:00～15:00	グループワークで企画作り及び発表「アイデアをかたちに！グループワークで企画実践」	桜美林大学 江藤 佑

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
20人	18人	13人

参加者 の 声

- ・win×win×win 6W1Hなどは研修などで学ぶが、当事者の他に“世間”を入れた考え方を学べた。
- ・ビジネス思考といったものをどこか敬遠していた自分にとって、自分が生きていく上でも役に立つものだと思うようになったから。
- ・企画立案、調査を行うことが多いため、学んだ考え方を活かせると思う。
- ・実際の地域活動で活かしていけるかと思います
- ・5W1Hを意識するとうまくいきやすく、Big Whyの考え方が大事だということが分かっておもしろかった。
- ・卒業後、社会人にでてからでも役立てると思ったから。なまできけてよかった。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

学びのきっかけづくり講座
「リニューアル記念講座」

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

生涯学習センターの改修工事完了に伴い、生涯学習センターを広く周知し、施設の認知度向上と利用促進を図るとともに、生涯学習への意識を高めてもらうことを目的に開催します。

日 時

1月10日（土）～1月12日（月・祝）、1月21日（水）

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・X・
プレスリリース・Shufoo!

費 用

無料（材料費あり）

会 場

生涯学習センター

内 容

	日 時	メイン講座	講師等
1	1月10日(土) 11:00～12:00	あなたの感性をリニューアル！ ～新春にさわやかな歌声を届けます～ (まちだアーティストバンク利用イベント)	町田市立 鶴川第二中学校 合唱部
2	1月10日(土) 10:00～12:00	学びのツールをリニューアル！ ～流行の今だから知るべき！生成AIの基本と 指示のコツ～	ソフトバンク 株式会社 五條 眞樹 氏
3	1月11日(日) 10:00～12:00	スマホ生活をリニューアル！ ～安心・便利な基本操作とSNS入門～	いなわくTV 川島 玲子 氏
4	1月11日(日) 10:00～12:00	発酵でリニューアル！ ～前橋先生とつくる“手前味噌”の魅力～	東京農業大学応用生 物科学部醸造科学科 教授・「食と農」の博物 館館長 前橋 健二 氏
5	1月12日(月・祝) 10:00～12:00	あなたの学びをリニューアル！ ～芸術家の人生から紐解くアート鑑賞～	アートナビゲーター 三沢 恵子 氏
6	1月10日(土) 14:00～16:00	障がいがあってもなくても講座 ちがいのとなりで、生きている ～ふだんの暮らしから、やさしいつながりを見つ ける時間～	モデル 玉置 陽葵 氏

	日 時	関連講座	講師等
7	1月11日(日) 13:30～15:30	国際交流センター共催講座 「新春マーチングバンドコンサート＆ 外国人パネリストによるトーク」	綾北Mercury winds 外国人パネリスト
8	1月12日(月・祝) 10:00～12:00	金融リテラシー講座(全2回) ＼FP監修／カードゲームで疑似体験 金融知識を楽しく学ぼう！ ～自分らしいお金との付き合い方～	ファイナンシャル・ プランナー 森川 知枝 氏
9	1月12日(月・祝) 10:00～12:00	親と子の学びのひろば 「パパと一緒にきしゃポッポ」 プラスミニ講座「パパ友作りのススメ」	生涯学習センター 保育士 町田第一小学校お父 さんネットワーク・未来 町田会議 北村 直己 氏
10	1月12日(月・祝) 13:30～15:30	自然が先生！遊びで育つ、学びと健康	国土舘大学体育 学部こどもスポーツ 教育学科教授 永吉 英記 氏
11	1月21日(水) 10:00～12:00	東京家政学院大学共催講座 私たちの健康が地球の未来につながる ～町田市のネイチャーポジティブの将来～	東京家政学院大 学大学院人間生 活学研究科教授 江川 賢一 氏
12	1月10日(土) 14:00～17:25	プラネタリウム ～今夜の星空と宇宙から見た地球～	星空のオフィス C U E
13	1月11日(日) 12:00～16:00	ボードゲーム体験	ファンファンゲーム 協力：子どもセン ターばあん
14	1月11日(日) 12:00～16:00	けん玉体験	MACHIDAMER'S (マチダマーズ)
15	1月11日(日) 13:00～16:00	生涯学習センターで楽しむ！ 絵手紙ワークショップ	日本絵手紙協会 元公認講師 金子 啓子 氏
16	1月12日(月・祝) 15:45～16:15	高校生ダンス ～町田でダンスでつながろう！～	まちだんすプロジェクト実 行委員会 ミニまちだんすプロジェクト

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
540人	559人	559人

※リニューアル記念講座の期間に合わせて実施した、「学びのツールをリニューアル」「スマホ生活をリニューアル」
「障がいがあってもなくても講座」「国際交流センター共催講座」「金融リテラシー講座」「東京家政学院大学
共催講座」「親と子の学びのひろば」を除いた数値となります。

参加者
の声

- ・ ①（合唱）とても完成度の高い素晴らしい合唱をきかせていただき、心が洗われました。
- ・ ②（AI）将来AIで世の中がどう変わるか知りたかった。知識のupdateができた。
- ・ ③（スマホ）川島先生による定期的な今日のような講座の開催を希望いたします。
- ・ ④（発酵）発酵のプロセスや味噌の種類など、いろいろな話が聞けてよかったです。
- ・ ⑤（美術）絵が生まれた状況が明快な言葉で聞け嬉しかった。ゴッホ展が楽しみ。
- ・ ⑥（障がい）自分の障害とは異なる障害と、年齢による違いに気づけたことも大きい。
- ・ ⑦（国際）日本とそれぞれの国の違い、日本で暮らした生の声がきけて良かったです。
- ・ ⑧（金融）ゲームを通して自分のお金の使い方を考え、比較できたのが良かったです。
- ・ ⑨（パパ）パパ達の話しを参加者が共有できたのはとても良いと思いました。
- ・ ⑩（自然）自然の中でウォーキングすることの大切さが理解できた。
- ・ ⑪（家政）考え方と行動を変えることでネイチャーポジティブ に貢献できることを学んだ。
- ・ ⑫（プラネタリウム）簡易なプラネタリウムでも本格的に観られることに感心した。
- ・ ⑬（ボードゲーム）知らない遊び（ゲーム）に触れられた。楽しかった。
- ・ ⑭（けん玉体験）体験したことはなかったが、子供の頃に帰ったようでうれしくなりました。
- ・ ⑮（高校生ダンス）一緒に踊れて良かった。小さい子が参加してくれてカワイかった。



▲あなたの感性をリニューアル！



▲学びのツールをリニューアル！



▲スマホ生活をリニューアル！



▲発酵でリニューアル！



▲あなたの学びをリニューアル！



▲障がいがあってもなくても講座



▲国際交流センター共催講座



▲金融リテラシー講座



▲自然が先生！遊びで育つ、学びと健康



▲東京家政学院大学共催講座



▲プラネタリウム



▲けん玉体験・ボードゲーム体験



▲絵手紙ワークショップ



▲高校生ダンス～町田でダンスでつながろう！～

学びのきっかけづくり講座
＼FP監修／カードゲームで疑似体験 金融知識を楽しく学ぼう！
～自分らしいお金との付き合い方～

【役割 1】
 学びの裾野を
 広げる

目 的

本講座は、20～30代前後の若い世代が、日々の暮らしやこれからの人生において「お金」とどう向き合い、どう使っていくかを、自分らしく考えるきっかけづくりを目的としています。カードゲーム「Gトレ」を活用し、楽しみながらお金の使い方や価値観の違いに気づき、自分自身のお金のクセを見つめ直します。さらに、将来に向けた備え（貯蓄・保険・投資）などの基本的な知識も、わかりやすく学びながら、「これからの選択」に役立つヒントを持ち帰れる企画としています。正解のない「お金の話」を安心して話し合い、自分にとって納得できるお金との付き合い方を見つけていくことを目指します。

対 象

どなたでも（30代前後の生産年齢層向け）

**周 知
方 法**

広報・ホームページ・チラシ・X

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

内 容

	日時	内容	講師
1	1月12日(月・祝) 10:00～12:00	第1回：自分らしいお金のバランスを見つけよう～上手なお金の使い方・貯め方～	ファイナンシャル・プランナー 森川 知枝 氏 (東京都金融リテラシー向上のための講師派遣運営事務局派遣講師)
2	1月25日(日) 10:00～12:00	第2回：自分の未来につながるお金を考えよう～お金の守り方・育て方・選び方～	

**募集・
参加状況**

募集	応募	参加（延べ）
25人	14人	17人

**参加者
の 声**

- ・ 自分の金融リテラシーの無さに絶望し、その能力を身につけようと発意した（第1回）
- ・ 自分のファイナンス・リテラシーの弱点が少し見えてきた（第2回）
- ・ お金は難しいイメージだったが、ゲームを通じて楽しく勉強できた。分散投資（卵を一つのカゴに盛らない）の意味が分かりやすく説明されていた（第2回）
- ・ 税金で結構引かれるんだと改めて思った。自分でいろいろ考えてお金の使い道を考えないといけないと思った（第1回）
- ・ 投資信託のアクティブとインデックスの説明がもっと聞きたかった。もう少し次の段階（応用編）も行ってほしい（第2回）



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

昭和薬科大学共催講座 歯と口から考える全身の健康～唾液力でボケ知らず

【役割1】
学びの裾野を広げる

目 的

大学の地域貢献の一環として、大学の持つ知的財産を市民に還元することで、市民の学習能力の向上と学習活動の活性化を図ることを目的とします。市民の学習ニーズに幅広く応えられるよう、大学と連携して、講座・講演会を実施します。

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・X・NAVI

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム



日 時 内 容 講 師

日 時	内 容	講 師
12月13日(土) 14:00～16:00	虫歯や歯周病の発症のしくみ	昭和薬科大学 微生物学研究室 教授 金本 大成 氏
	唾液力でボケ知らず	東京歯科大学 歯科放射線学講 座 教授 後藤 多津子 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
140人	134人	110人

参加者 の 声

- ・【20代】ハミガキや噛むこと、歯を守ることの重要性を口腔の説明や研究データ等の根拠を挙げて話して下さったので、とても納得できてよかった。
- ・【50代】歯を大切にすることと認知症の関係がとてもわかりやすかったです。（脳幹→海馬にたまっていくこと）。
- ・【60代】歯みがきの大切さ、良く噛むこと、唾液の大切さを知りました。生活の中で取り入れていきたいと思います。
- ・【70代】歯の健康、随分気をつけているつもりでしたが、なんと、大変な事です。これからも気をつけて美味しく食べ、元気に生きてみたいです。再認識しました。
- ・【80代】認知症にならないように勉強したことを心し、歯の大切さが認知症に関係あるので残っている歯を大切にしたいと思いました。

東京家政学院大学共催講座
私たちの健康が地球の未来につながる
～町田市のネイチャーポジティブの未来～

【役割1】
学びの裾野を広げ
る

目 的

生涯学習センターのリニューアルイベントに合わせ、市内に所在する大学の教員を講師として招聘し、研究成果を市民に還元するとともに大学の研究活動を広く市民に知ってもらうことを目的とする。

対 象

どなたでも

日 時

1月21日（水）
10:00～12:00

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

無料

会 場

生涯学習センター視聴覚室

内 容

私たちの毎日のくらしの選択が、子どもたちや地球の未来を変えたとしたら？
～食べる・歩く・買う・育む・楽しむ～これら、一つひとつが自然を再生する力になります。
この講座に参加して、町田から始めるネイチャーポジティブな暮らし方を、一緒に考えてみませんか？

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
100人	22人	17人

参加者
の 声

- ・ 自分のいる現実を良く見て、幸福感と他者に対する配慮を考えたいと思った。
- ・ 孫がいますので、健康が未来につながるという大事な話をうかがいました。
- ・ 歩くことをお金に換算するとおもしろいですね。
- ・ 日本は世界的にみると、経済的、健康的、環境的にとてもめぐまれていると実感した。
- ・ 自分の考え方により行動を変えることによりpositive nature に貢献できることを学びました



▲江川講師



▲講座の様子

町田国際交流センター共催講座「新春マーチングバンド コンサート&外国人パネリストによるトーク」

【役割1】
学びの裾野を広げ
る

目 的

国籍や民族が異なる人の話を聞いたり、その国の文化に触れたりすることで、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築ききっかけになることを目指すための講座です。

対 象

どなたでも

日 時

1月11日（日）
13:30～15:30

周知方法

広報・ホームページ（町田市・国際交流センター）・チラシ・X・生涯学習NAVI・町田市文化芸術プロモーション（町田市公式）Instagram

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

内 容

- 第1部 マーチングバンドの演奏
「音楽で世界をつなげよう」（綾北Mercury winds）
第2部 パネリストトーク
「日本で暮らしてみて」
（チェンジア出身、中国吉林省出身、中国甘肅省出身の3人）

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
60人	54人	42人

参加者 の 声

- ・ マーチングバンドで講座が盛り上がり楽しかった。（第1部）
- ・ マーチングバンド最高！練習頑張りましたね。（第1部）
- ・ チュニジアのことが分かった。中国の理解が深まりました。（2部）
- ・ 日本とそれぞれの国の違い、日本で暮らした生の声がきけて良かったです。（第2部）
- ・ 外国の方から直接話が聞けたのが良かったです。（第2部）



▲マーチングバンドの演奏と踊り（第1部）



▲パネリストトーク（第2部）

親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポッポ」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

0～1歳児の保護者のうち、男性保護者を対象とした家庭教育支援事業です。親子で楽しめるスキンシップ遊びや手作りおもちゃの製作方法などを保育士から学んだり、家庭教育や子育てに役立つ知識の習得や仲間づくりを目指します。

対 象

市内在住の0～1歳児とその父親

日 時

原則毎月第3日曜 10:00～12:00

周知方法

広報まちだ・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス

会 場

生涯学習センター他

費 用

無料

内 容

- ①親子のスキンシップ遊び
- ②手作りおもちゃの製作 など

講 師

保育士（会計年度補助職員）

募集・ 参加状況

実施	募 集	応 募	参 加（延べ）
6回	各親子10～15組	46組	89人

※ 1月はミニ講座「パパ友作りのススメ」も実施しました。

参加者 の 声

- ・ 参加されたパパ達と同じトラブルや悩みがあり、それぞれの対応があった。もう少し妻と話しあおうと思った。
- ・ 普段仕事をしているので、自分の子ども以外の赤ちゃんを知れるのは嬉しいです。
- ・ パパと一緒にふれ合い講座は、あると助かります。
- ・ 家でも子どもと一緒に今日やったことをやってみようと思います。



▲きしゃポッポの様子



▲きしゃポッポの様子

小学校低学年の保護者向け講座 **年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座** **～イライラしない子育て術～**

【役割1】
 学びの裾野
 を広げる

目 的

小学校低学年期の子育てに必要な幅広い知識を、項目ごとに習得することで、親自身が心に余裕をもち、子育てに対して前向きになることを目指します。また、保育をつけることにより、子育て中の保護者が安心して学習に集中できる環境を提供します。

対 象

市内在住の2026年度小学校入学予定から小学校3年生の子を持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・ポスター・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

健康福祉会館

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月22日(木) 9:45～11:45	スマホ・ゲーム	臨床心理士 長澤 恵美 氏
2	5月29日(木) 9:45～11:45	子どもとの関わり方	
3	6月5日(木) 9:45～11:45	アングーマネジメント	
4	6月12日(木) 9:45～11:45	アサーティブコミュニケーション	

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
24人	16人	45人

参加者 の 声

- ・ 子どものゲーム依存は大人のギャンブル依存よりはるかに治療が困難という話がとても衝撃でした。
- ・ 一人で考えるより多くの人と意見を交換する事のメリットに沢山気付かされました。
- ・ 怒りをコントロールする術が学べてとても良かったです。実生活にさっそく生かしたいです。
- ・ アサーティブコミュニケーションという言葉を知り学びました。日常で直ぐに生かせる自信がなく、繰り返し資料を確認し、できるところから実践していきたいと思いました。



▲講座の様子



▲グループワークの様子

家庭教育支援事業 小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼろう、大人への階段 ～子どもとの関わり方のポイント～

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

小学校高学年期の子どもの成長を理解し、より良い親の関わり方を考えることを通じて、子育てに前向きになることを目指します。

対 象

市内在住の小学校3～6年生の子どもを持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

町田市民フォーラム

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月31日(金) 9:45～11:45	子どもの心のコーチング ～子どもの幸せな自立に向けて～	NPO法人ハートフルコミュニケーション代表理事 菅原 裕子 氏
2	11月14日(金) 9:45～11:45	親の幸せは自分で作る ～幸せな親になるためのワークショップ～	NPO法人ハートフルコミュニケーション 理事 小川 美香 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
20人	12人	20人

参加者 の 声

- ・ 親としてしっかりしようと思うほど、子どもには伝わらなかったり、無意識化にマイナスイメージを作ってしまうのかも気づいた。又うすうす気づいていても同じことを繰り返してしまっているのも分かり、今日の学びを思い出して過ごすようにしたいです。
- ・ 子供に対して、不安に思うこと、イライラすることに対して、自分の気持ちとどう向き合えば良いか少しわかって良かったです。
- ・ ペアワークを通して、子供の気持ちが初めてわかりました。とても為になるお話しが聞けて本当に良かったです。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

家庭教育支援事業 思春期の子を持つ保護者向け講座 「自由」と「放任」のちがいは？！ ～子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係～

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

思春期の青少年の環境について知ること、保護者や関わる人の心に余裕が持てるようになることを目指します。

対 象

市内在住の小学校5年生～高校生の子どもの持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

生涯学習センター

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	2月7日(土) 10:00～12:00	思春期と向き合うおとなの基礎知識 「自由」と「放任」…子どもの幸せと自立に向けて	川口市いじめから子どもを守る委員会 委員長 宮下 聡 氏
2	2月7日(土) 13:30～15:30	未来の教師と語ろう！ 思春期を通りぬけた大学生とのホンネトーク	
3	2月14日(土) 13:30～15:30	【自由参加：希望制】 「信じて任せて待つ」とは言うけれど まとめの語り合い…子育ての「不安・悩み」	

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	34人	52人

参加者 の 声

- ・ 親としてどうしたらいいのか、子供とぶつかることばかりで、心身ともに疲れて悩んでいましたが、自分のいかなかった所が具体的に見えてきて、少し前向きな気持ちになりました。これからも挑み続けます!!
- ・ 普段、子育ての悩みは、自分だけで解決や対応していかないといけないので、相談や他の人のことを聞けるのがとても参考・勉強になった。
- ・ 子供に対してというより人とのかわりとしてたくさん学べました。相談がいつでもできる環境作りを、今できている事をたくさんほめて、信じる事をあらためて続けていきたいと思っています。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

テーマ別講座
「無理せず、ちょこっと変えてみよう！」
～子育て世代の食育講座～

【役割1】
 学びの裾野
 を広げる

目 的

バランスの悪い食生活、欠食等は、保護者の知識不足によるとも言われています。保護者向けに食育講座を行うことにより、正しい知識を身に付け、成長期の子どもの食について意識を高めることを目標にします。

対 象

市内在住の子育て中の保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス

会 場

南市民センター
 アグリハウスみなみ（第2回）

費 用

無料

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	7月4日(金) 10:00～11:45	今日からできる！ 子どもの栄養と成長を支える “食”の基本	東京家政学院大学 生活共創学部 生活共創学科 特命教授 博士 三澤 朱実 氏
2	7月11日(金) 10:00～11:45	やさいの達人にきいてみる！ ～まち☆ベジ大好き！～ (アグリハウス見学付き)	①農業振興課 職員 ②JA町田市 職員

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
15人	12人	18人

**参加者
の 声**

- ・ 栄養学を学んだことがなかったので、とても興味深かったです。一日の栄養の摂取量などが知れて良かったです。
- ・ 町田市に住んでいながら、農業に目を向ける機会がなかったので知らなかった情報を教えていただき、とても良かったです。地産地消に興味をもついい機会になりました。まちベジを町田市民として盛り上げていきたいです。
- ・ 今までの食事に少し1品目プラスして、家庭の食事に気を付け、健康な身体づくりをしていきたい。



▲ 講座の様子（第1回）



▲ 講座の様子（第2回）

テーマ別講座 不登校・行き渋りに関する保護者向け講座 「不登校・行き渋りを考える」

【役割 1】
学びの裾野を
広げる

目 的

親自身が少しでも心に余裕をもって子どもに接するきっかけをつかんでもらうことを目的に、本講座を開催します。

対 象

町田市在住・在勤・在学で、子どもの不登校・行き渋りに悩みや関心がある保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

なるせ駅前市民センター

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

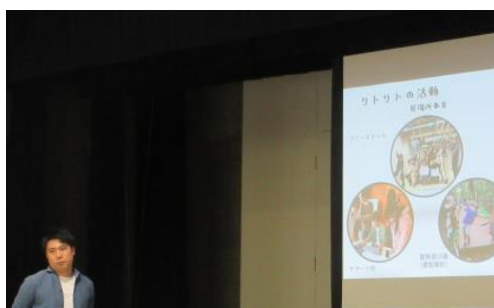
回	日 時	内 容	講 師
1	9月28日(日) 13:30~15:30	不登校・行き渋りの基礎知識	NPO法人リトリト 山口 雄輔 氏
2	10月5日(日) 13:30~15:30	不登校・行き渋りとは	一般社団法人 不登校支 援センター カウンセラー 園田 圭 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
各回20名 (うち保育あり6名)	9月28日：10人 10月5日：9人	12人

参加者 の 声

- ・ 先生ご自身の体験や他の親御さんのお話しもとても参考になりました。
- ・ “子どもを信じて自ら動き出すのを待つ”重要性が改めて認識できた気がします。親として、頭ではわかっているもつつい先回りしていろいろ言ってしまういたくなりますが、定期的に再確認したいことだなと思いました。
- ・ 改めて子どもとの関わり方を見直す良い機会になりました。「いつかは動き出す」を信じて、スモールステップで、自分の時間も大切にしながら、子どもと関わっていきたいと思います。



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)

テーマ別講座 「デジタル時代の子育て講座 ～現代の子育てに必要な知識とスキル～」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

現代社会では、乳児期からの知育アプリの使用や、町田市においても小学校から一人一台クロームブックが貸与されるなど、デジタルの低年齢化が加速しています。本講座では、子育てに必要なICTの知識を得ることで、親自身が心に余裕をもち、子どもに接するきっかけをつかむことを目指します。

対 象

市内在住の子育て中の保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス・生涯学習NAVI

会 場

玉川学園コミュニティセンター

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月4日(土) 9:45～11:45	デジタル時代の子育てとは ～親が知っておくべき知識と指針～	ネット教育アナリスト 尾花 紀子 氏
2	10月11日(土) 9:45～11:45	わが家のネット・スマホ作戦会議	

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	12人	20人

参加者 の 声

- ・ 様々な内容を一つの講座で知ることができて、実践してみようと思えました。大人も子供もためになるよい講座でした。
- ・ 子どもたちと都度話し合いながら、ルールを押しつけずに、使用方法を決めていこうと思います。とても参考になりました。
- ・ 講師の方のお人柄が良く、何でもダメというのではなく、ある程度ゆるく、でも年齢に合った対策をしようと思えました。小さい頃から家族で話し合ってお互い納得できるルールをみんなで守っていくことが大切だと感じました。
- ・ たくさんの知らなかった新しい情報にふれることが出来とても貴重な時間となりました。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業
【YouTubeセミナー】デジタル時代の子育てオンデマンド配信講座
「正しく怖がるゲーム行動症」

【役割1】
 学びの裾野
 を広げる

目 的

長時間ゲームをすることが当たり前の環境にいる子どもたちが多く、そこからゲーム依存に進んでしまうと、骨密度の低下やエコミークラス症候群といった身体の問題や、課金や投げ銭による金銭問題、不登校や引きこもりなど、多様な問題を引き起こします。本講座では、依存のメカニズムなど、予防や対応を考える際に役立つ基本的な理論を学びます。

対 象

どなたでも

周 知 方 法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス・生涯学習NAVI

会 場

オンデマンド受講（録画視聴）
 ※録画された講座を、インターネット上で期間限定で視聴。

費 用

無料

**日 時
内 容
講 師**

日 時	内 容	講 師
9月1日(月) ～ 10月31日(金)	正しく怖がるゲーム行動症 ～ネット・ゲーム依存ってどんな状態？～	独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター 主任心理療法士 三原 聡子 氏

**募集・
参加状況**

視聴回数（延べ）
307回

**参加者
の 声**

- ・ ゲーム依存からゲーム行動症まで、わかりました。自分たちにあてはめるとゲーム依存ではあるものの問題があまり顕在化して状態だとわかりました。親の対応のポイントを参考にさせていただきたいと思いました。
- ・ 20分ほどの短い動画が3本に分かれていた点が、視聴しやすかった。スライドが見やすかった。



◀ YouTubeセミナー 講師
 三原 聡子 氏

平和祈念事業 「夏の平和イベント」

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、次世代に語り継ぐ機会として、戦時資料の展示や講演会等を実施します。

日 時

①②8月6日（水）③8月9日（土）④⑤8月10日（日）⑥8月11日（月、祝）
⑦⑧8月6日（水）～11日（月、祝）

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・X・プレスリリース

費 用

無料（材料費あり）

会 場

町田市立国際版画美術館

内 容

	イベント名	内 容
①	【小学3年生以上向け】広島・原爆のお話 & アニメ	広島で被爆体験された方の話と、被爆により12歳で亡くなった佐々木禎子さんにまつわるアニメとお話を中心にする事で、子どもたちが原爆や戦争・平和について考える機会とする。
②	【中学生以上向け】語り継ぐ広島原爆の実相「被爆体験を語り継ぐ、受け継ぐということ」	町田市在住被爆者の方から広島での原爆被爆体験の話を伺う。直接戦争を知らない世代が平和の尊さ、戦争の悲惨さを受け継いでいく機会とする。
③	【中学生以上向け】語り継ぐ長崎原爆の実相 & 朗読劇	長崎原爆で亡くなった林嘉代子さんをしのんで母が植えた桜を題材とした絵本「かよこ桜」の朗読劇上演と、その作者の妻による被爆体験の講演など、長崎原爆の実相を知ること、平和の大切さを考える機会とする。
④	【小学3年生以上向け】町田にもある戦争の遺構 & 紙芝居	戦争の惨禍を身近に感じていただくため、市内の万松寺に焼夷弾が落ちた紙芝居「町田に集団疎開した子どもたち」上演と桜美林大学浜田弘明教授による「町田周辺にある戦争の遺構」講演会。
		
▲講座の様子（④）		▲講座の様子（④）

	イベント名	内 容
⑤	【小学3年生以上向け】 上映会・広島原爆を伝える アニメ「ヒロシマに一番電車が走った」	原爆投下のわずか3日後、広島に走り出した路面電車に車掌を務め乗り込んだ少女たちの姿を描いたアニメの上映
⑥	【親子参加】平和絵手紙を作ろう	市民展示室と講堂での展示見学などから感じた思いを絵手紙にし、平和の大切さを伝える機会とする。
⑦	【展示】戦時資料展/一枚のハガキ展/市内小学生平和絵手紙作品展	戦時中の様子がわかる貴重な資料を展示。/市民から寄せられた、戦時中のくらしの様子や体験談を展示。/市内の子どもたちが描いた平和絵手紙を展示。
⑧	【展示】原爆の図パネル展/サダコと折り鶴ポスター展	丸木美術館から借用した、生命への思いを込めて描きあげた連作「原爆の図」小パネルを展示。/広島平和記念資料館から借用した、被爆により12歳で亡くなった佐々木禎子さんについての「サダコと折り鶴ポスター」を展示。

募集・
参加状況

参 加 (延べ)

968人

参加者
の声

- ・ ①小学生の子供に少しでも戦争や原爆について知ってもらいたいと思い、参加しました。戦争で多くの方の命が犠牲になり、現在も苦しんでいる実情を次の世代に語り継ぎ、決して忘れてはいけないと思います。
- ・ ④町田市外に住んでいるため、町田の戦争当時の様子に対する知識が浅かったのですが、紙芝居、戦争の遺構のお話を通して、戦争の歴史について考えられるきっかけになりました。現地に足を運んでみたいと思いました。
- ・ ⑥親子参加をした事で、子供と平和について話し合うきっかけになりました。
- ・ ⑦太平洋戦争下を生きたくしたちの記録は知り合いの方が偶然掲載されていて読ませて頂き胸がいっぱいになる思いがしました。又一枚のハガキ、小学生の絵手紙を通してより平和の大切さを考える良い機会となりました。
- ・ ⑧原爆はとても危険なものということは既に知っていたけども、ポスターで催しや他の人について書かれていてよく考えることができた。原爆の図パネルでは原爆の悲惨さがとてもよく伝わって戦争はよくないとあらためて思った。



▲講座の様子 (③)



▲講座の様子 (⑥)



▲講座の様子 (⑦)

【役割 2】

誰もが学べる環境をつくる

- 学ぶことに支援が必要な方の学びにつながる事業
- 時代に応じた必要なリテラシーを身につけることができる事業
- 地域や時間の制約なく学ぶことができる環境をつくる事業
- 多くの市民が学びにつながることを支援する事業

障がい者青年学級

【役割 2】
誰もが学べる環
境をつくる

目 的

1974年の開設以降、知的障がいのある方を対象に、音楽・スポーツ・演劇・創作活動などを通して、集団活動に取り組み、「生きる力・働く力の獲得」という目標のもと、「自治活動（話し合いを元にした仲間づくり）」「生活づくり」「文化の創造」という3つの柱を軸に活動しています。

沿 革

1974年 青年学級開設（学級生20人）

…障がい者の親による要望を町田市が受け、社会教育の場と位置づけつつも、福祉職員（ケースワーカー）らと協力しながら、公民館で学級を開設。

1985年 コース制での活動開始（学級生57人）

…青年が自身のやりたいこと（音楽、スポーツなど）を選び、希望別に分かれた10～20人の基礎集団を活動単位として学級活動を展開する。

1991年 ひかり学級開設（学級生105人）

…学級生の増加に対応するため、公民館で活動する「公民館学級」と、ひかり療育園（忠生）で活動する「ひかり学級」に分級。

1997年 土曜学級開設（学級生169人）

…当初は休日の小学校舎を借りて発足したが、2002年公民館の移転に伴い、現在の生涯学習センターで活動を行う。

3 学級の概 要

学級名	活動日（原則）	活動場所	学級生数	担当者数
公民館学級	毎月第1・3日曜日	生涯学習センター	44	20
ひかり学級	毎月第1・3日曜日	バイオエネルギーセンター	34	12
土曜学級	毎月第2・4土曜日	生涯学習センター	37	10

2025年度 の 状 況

（1）学級風景



成果発表会の様子



調理活動の様子

（2）一年間の活動を振り返って

1974年にスタートした町田市障がい者青年学級は、2025年で51年を迎えましたが、この一年を振り返ると、いろいろな出来事がありました。

改修工事により休館中であった生涯学習センターが2026年1月から再開館し、公民館学級と土曜学級は、ようやく従来の活動拠点へと戻り、普段の活動を再開することができました。一方で、ひかり学級は、従来の活動場所であったひかり療育園の建替え

により、2025年10月からバイオエネルギーセンターで活動を始めました。

3学級とも不慣れな場所での活動を経験することになりましたが、いずれの学級の皆さんも新しい環境に対応しながら、歌ったり、運動したり、普段どおりに楽しく過ごすことができました。

学級活動で作った
カレーライス



【 公 民 館 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	5月18日	開級	9	2月1日	コース活動
2	6月22日	コース活動	10	2月15日	コース活動
3	7月20日	コース活動	11	3月1日	成果発表会
4	9月14日	コース活動			
5	10月12日	コース活動			
6	11月9日	コース活動			
7	12月7日	コース活動			
8	1月18日	コース活動			

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
「コンサート」コース	個々の生活や社会問題などについて話し合いながら皆の気持ちを歌にしてきました。学級外で行われるコンサートなどのイベントに積極的に関わることで、自分たちの歌や思いを外へ発信しています。	10	10	20
「ファイト いっぱつ！レインボー」コース	「いろいろな素材を使って、絵を描きたい」「スポーツをしたい」「散歩をしたい」といった要求をもった人が集まりました。近隣の公園に出かけスポーツをしたり、屋内では調理をしたり、他コースの劇の発表で使う道具を作ったりするなど、様々な活動に取り組みました。	8	4	12
「劇・ミュージカル」コース	劇ミュージカルという形を通して、自分たちの思いを社会に向けて発信しています。2025年度は、昨年亡くなった仲間を偲んで、仲間との思い出や自分自身の思いをミュージカルで表現しました。	7	5	12

【 ひ か り 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	5月18日	語る会	9	10月19日	コース活動
2	6月1日	開級式	10	11月16日	コース活動
3	6月15日	コース活動	11	11月30日	忠生市民センターまつり舞台発表
4	7月6日	コース活動	12	12月21日	コース活動、クリスマス会
5	7月20日	全体活動、コース活動	13	1月18日	コース活動
6	9月7日	コース活動	14	2月1日	コース活動
7	9月21日	ひかりまつり	15	2月15日	コース活動
8	10月5日	コース活動	16	3月8日	成果発表会

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
みんなの想い こねこねコース	このコースは話し合いを大切にしながら、たくさんの調理活動をしてきました。コース名の「こねこね」にあるようにハンバーグづくりをしたり、年度末にはみんなの想いを集めて一つにした詩を作って発表したりしました。 来年度は、今年度の学びを活かして、より楽しく、より広く、より深い活動を考えていきます。	9	2	11
オレンジコース	9名でスタートした前期は、ひかり療育園でのひかりまつりに向けた話し合いや作品作りをしました。バイオエネルギーセンターに移転してからは、新たに仲間が一人加わりました。そして、ひかり療育園1年目の活動が地図づくりだったことになぞらえて、2025年度に活動した場所を街歩きし、地図を作り上げることができました。	5	5	10
スマッシュ・ステップ・シンフォニーコース (トリプルS)	男性8人、女性4人で構成 スポーツが好きな人と、音楽が好きな人が集まっています。 テーブルを使い、ペットボトルや段ボールを利用して、エアホッケー台を作り、試合を楽しみました。 ハンドベルの練習もして、春の曲を3曲演奏出来るようになりました。	8	4	12

【 土 曜 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	5月17日	語る会	10	11月8日	班活動(調理＆散歩班)
2	6月21日	班活動(調理＆散歩班)	11	11月15日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)
3	6月28日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)	12	12月6日	班活動(調理＆散歩班)
4	7月19日	班活動(調理＆散歩班)	13	12月13日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)
5	7月26日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)	14	1月17日	班活動(調理＆散歩班)
6	9月13日	班活動(調理＆散歩班)	15	1月24日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)
7	9月20日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)	16	2月21日	班活動(調理＆散歩班)
8	10月4日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)	17	2月28日	班活動(楽器演奏＆スポーツ班)
9	10月11日	班活動(調理＆散歩班)	18	3月14日	成果発表会

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
調理＆散歩班	学級生からヒアリングした、希望する活動を中心に、調理や外出を通して学級全体が一体となった集団づくり、生活づくりと文化創造を意識して活動しました。また活動には、非日常体験を組み込みました。			
		17	4	21
楽器演奏＆スポーツ班	次の2点を目的に活動しました。①楽器演奏や歌を通して自己表現や仲間と協調することの大切さを学ぶ。②ルールに沿ったゲームをすることで、仲間を意識し体力の増進を図る。			
		11	5	16

**障がいがあってもなくても講座「ちがいのとなりで、生きている」
～ふだんの暮らしから、やさしいつながりを見つける時間～**

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

本講座は、障がいのある人の「学ぶ」「働く」「暮らす」といった日常を、当事者の語りを通して知る機会を提供するものです。

特別な体験談ではなく、誰もが共感できる生活の一場面を共有することで、参加者が自然に違いを受けとめ、やさしいつながりを見つけることを目的とします。

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・X

会 場

生涯学習センター

費 用

無料

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	1月10日(土) 14:00～16:00	わたらしく、今日をすごす～大学生 活とモデル活動、ふだんの暮らしの中 で～	玉置 陽葵 氏 (モデル・学生)
2	1月17日(土) 14:00～16:00	わたしのリズムではたらく・くらす～家 族と過ごす日々、仕事のこと、自分 のこと～	株式会社障碍社 ピアサ ポーター 薄井 恵美 氏

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	20人	27人

**参加者
の 声**

- ・ かわいらしい方で声も聞きやすくふだんからの問題を話してくださって“わかる!!”がたくさんありました。すべての事に“やさしい”世の中になるべきですね。
- ・ 障がいがあるからと言って内にこもることなくどんどん外に出て存在を知ってもらう必要がある。障がいゆえの不自由かつバリアフリー（人と物）が進み暮らしやすい世の中になって欲しい。障がいがあると毎日が大変だと思う。
- ・ 障がいの有る無しにかかわらずいろんな人の考え方（生き方）に触れることができた。
- ・ 自分の障がいとは異なる障がいと、年齢による違いに気づけたことも大きい。知るということはいつまでも自分に重要だと思う。



▲第1回の様子



▲第2回の様子

学習支援事業 まなびテラス

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目的

日常生活で使う文字や計算、小・中学校程度の学力を身につけるなど、学習したい人の要望にあわせ、義務教育程度の読み書きや計算を学習することを目的とします。

対象

文字の読み書きや、小・中学校程度の学力を身につけたい16歳以上の方

日時

毎月第1・第3火曜日（8月を除く。また、祝日およびセンター事業がある場合は、翌週に振替）18：00～20：00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費用

無料

会場

わくわくプラザ町田（2025年4月～2025年12月）
生涯学習センター（2026年1月～3月）

内容

日常生活で使う文字や計算、小・中学校程度の学力を身につけたい人のための学習会。学習したい人の要望にあわせ、義務教育程度の読み書きや計算を学習する。基本的に支援者がマンツーマンで学習を支援する。

募集・ 参加状況

実施回数	参加者延数	支援者延数
22回	94人	147人



まなびテラス

みんなが学べる
参加無料

『学んで楽しい！』そんな発見がいっぱい。
読み書き、計算、英会話など自分のペースに合わせて、学べる場所です。

日時：原則、毎月第1・3 火曜日 午後6時～8時
（祝日・休日は、要綱をご覧ください。）

対象：文字の読み書きや、小・中学校程度の
学力を身につけたい16歳以上の方

場所：町田市生涯学習センター6階 学習室1・2
町田市生涯学習センター
定休日：月曜日・火曜日
JR町田駅北口 徒歩3分
小田急町田駅 徒歩5分

どうぞお気軽にお問い合わせください。
生涯学習センター ☎042-728-0071
（第4月曜日を除く、午前9時～午後5時）

くめしくほこちら

▲まなびテラス チラシ

新たな学びの支援事業 初心者向けなんでもスマホ相談室

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

デジタル技術の活用を支援することで、様々なデジタルサービスの恩恵を受けられない市民を一人でも減らすことを目指します。

対 象

町田市内在住で、スマホの操作に慣れていない方

会 場 日 時

＜わくわくプラザ町田実施＞

4月から11月の第1・3土曜日 9：00～12：00 ※（1回10名まで・一人30分）

※11月は第1土曜日のみ実施

＜生涯学習センター実施＞

2月10日（火）、3月10日（火） 9：00～12：20 （1回10名まで・一人40分）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

内 容

スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談を、マンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。デジタル技術を活用したサービス支援を行います。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
170人	156人	156人

参加者 の 声

- ・ ご親切にありがとうございました！
- ・ アプリの取り消し方を理解しました
- ・ とても勉強になりました。
- ・ 丁寧に教えていただき感謝です。

新たな学びの支援事業 高齢者向けなんでもスマホ相談室

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

デジタル技術の活用を支援することで、様々なデジタルサービスの恩恵を受けられない市民を一人でも減らすことを目指します。

対 象

町田市内在住で、スマホの操作に慣れていない60歳以上の方

日 時 会 場

日にち	会場
4月11日（金）、25日（金）、5月9日（金）	ふれあいけやき館
5月28日（水）、6月13日（金）、25日（水）	ふれあいちょう館
7月10日（木）、24日（木）、8月14日（木）	ふれあいもみじ館
8月26日（火）、9月9日（火）、30日（火）	ふれあいもっこく館
10月14日（火）、28日（火）、11月11日（火）	ふれあいくぬぎ館
11月26日（水）、10日（水）、12月24日（水）	ふれあい桜館

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

内 容

市内施設に出張して、スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談を、マンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。デジタル技術を活用したサービス支援を行います。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
180人	173人	173人

参加者 の 声

- ・ お悩み解消できました
- ・ ケータイの言いなりにならない
- ・ とても親切にお教えいただきました
- ・ 不明な点が解決して良かったです
- ・ とても親切に相談に乗っていただけました 今後も続けてください
- ・ 親切丁寧に教えて頂きました

社会的課題対応講座 スマホ生活をリニューアル！ ～安心・便利な基本操作とSNS入門～

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

行政サービスのオンライン化への対応、オンライン上のコミュニティ形成等を図るためことを目的とします。

対 象

- ・デジタル機器を苦手とする方
- ・スマートフォンへの理解を深めたい方

日 時

1月11日（日）10:00～12:00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

町田市生涯学習センター

講 師

いなわくTV 川島 玲子 氏

内 容

自分のスマホへの理解、SNS等の基礎知識を身に付けるための講座を開催します。スマートフォンを正しく理解し、SNS等のアプリを使用することで、生活が豊かになる可能性があります。この機会にスマートフォンやSNSを正しく知る一歩を踏み出してみましょう。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
30人	30人	29人

参加者 の 声

- ・ スマホを利用して2年たちましたが、基本的な考え方、注意点がまだわかっていないと気が付いているので、勉強したいと思った
- ・ 高齢者のスマホ相談を月1していて、相談で分からないことは、いなわくTVのユーチューブで勉強しています。川島先生の講座を受けたかったです
- ・ スマホやSNSについて、知らないことが多く、無関心でいてはいけないんだなと思いました。勉強しようと思います。ありがとうございました
- ・ シニアの生活の中で起こるリスク（キケン）と安全安心な生活を送るためのスマホに関する内容をまたお願いしたいです



▲講座の様子

社会的課題対応講座・リニューアル記念講座
学びのツールをリニューアル！
～流行の今だから知るべき！生成AIの基本と指示のコツ～

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

AIの概要を理解し、基礎知識やリスク等の傾向を把握したうえで、AIに対する正しい指示を行えるようになることで、自身の生活に役立つAIの活用方法等を身に付けます。

対 象

- ・AIに関する知識が浅い方
- ・AIを活用してみたいと考えている方

日 時

1月10日（土）10:00～12:00



▲講座の様子

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

町田市生涯学習センター

講 師

ソフトバンク株式会社 五條 眞樹 氏

内 容

- ・AIの基礎と分類（脳の働きの再現、4つのタイプ）
- ・生成AIの仕組みと特徴（従来型AIやWeb検索との違い）
- ・主なツールの紹介とプロンプト（指示文）の重要性
- ・活用のコツと注意点（ハルシネーションへの対処、ファクトチェック）

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
30人	40人	30人

参加者
の 声

- ・生成AIに関する情報が一気に拡大しつつあるが、基礎知識、入門編を学習したかった。
- ・ChatGPTの検索、指示方法がよくわからないので、その解決のため参加した。
- ・高齢者のスマホ相談をグループでしていて、グループでスマホなどの勉強会をしています。AI、ChatGPTについて興味があり参加しました。
- ・生成AIを使っているので、いくつか疑問点を感じているので参加した。
- ・IT業界にいたが将来AIで世の中がどう変わるか知りたかった。知識のupdateができ良い学習ができた。

概 要

町田市生涯学習センターが実施する様々なテーマの講座・講演会の開催情報や貸出し施設情報などを発信しています。

町田市生涯学習センター

検 索

暮らし

子育て・教育

医療・福祉

文化・スポーツ

産業・観光

市政情報

事業者

[トップページ](#) > [文化・スポーツ](#) > [文化振興情報](#) > [文化施設](#) > [町田市生涯学習センター](#) > 生涯学習センターの施設利用のご案内

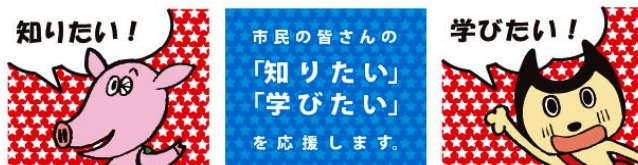
ページ番号：838033039

生涯学習センターの施設利用のご案内



更新日：2026年3月1日

町田市生涯学習センターへようこそ



「市民の皆さんの「知りたい」「学びたい」を応援します。」のイメージ画像

町田市生涯学習センターは、子どもから高齢者まで市民のみなさんの生涯にわたる学習活動を総合的に支援するための教育機関です。町田市の生涯学習の拠点として、様々なテーマの講座や講演会を実施するほか、生涯学習に関する情報の収集・発信、「まちだ中央公民館」として施設の貸出し業務などを行っています。ぜひご活用ください。

2026年1月からの再開館にあたり、6階の喫茶コーナーをイベントコーナーに改め、イベントを開催しない時は個人学習に利用できる区画としました。従来の個人学習コーナーに加え、事業のない火曜日・木曜日の午後6時から9時45分までの間は6階視聴覚室を個人学習用に開放しています。6階部分に個人学習可能な区画を拡充したことに伴い、7階ホワイエは団体活動コーナーに改め、原則、団体の打ち合わせやグループ学習のための区画とします。いずれの区画も利用時間は午前9時から午後9時45分までです。

また、事業や施設利用のない土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時までの間、6階保育室を、乳幼児と保護者の交流の場として開放しています。皆様のご利用をお待ちしています。

URL

https://www.city.machida.tokyo.jp/bunka/bunka_geiijutsu/cul/chuokominkan/cul07.html

アクセス数

2024年度	前年比	2025年度
25,577回	13%減	22,264回

生涯学習情報誌『生涯学習NAVI 好き！学び！』

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

概要

市民が生涯学習を行う際に役立てていただけるよう、講座・イベント情報誌『生涯学習NAVI 好き！学び！』を年4回発行し、年間を通じて情報発信を行いました。

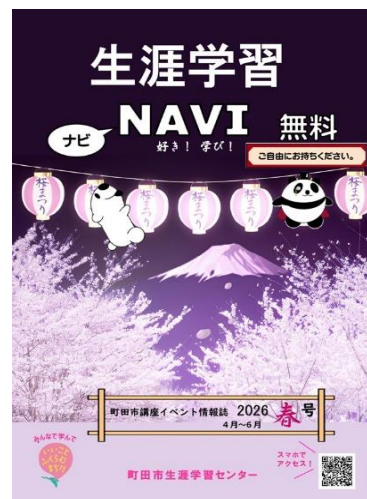
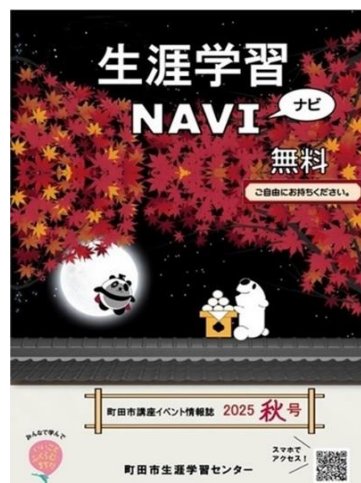
町田市役所内の各部署や施設、近隣大学等の講座・イベントの情報を掲載し、市内の公共施設にて無料で配布しています。

発行部数

夏号	秋号	冬号	春号
1,058部	1,154部	1,539部	1,319部
合計			5,070部

詳細

	配布時期	ページ数	情報数
夏号	2025年6月26日～ 2025年9月30日	48P	124件
秋号	2025年9月24日～ 2025年12月31日	44P	122件
冬号	2025年12月24日～ 2026年3月31日	36P	102件
春号	2026年3月25日～ 2026年6月30日	28P	71件



町田市生涯学習センター（町田市公式）のX（エックス）

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

概 要

若年層に、町田市生涯学習センターを知っていただき、施設の利用や講座・イベント等への参加を促すため、2019年10月からインターネット上のコミュニケーションツールであるX（旧 Twitter）による情報発信を行っています。

最大140字の文字情報を、パソコンやスマートフォン、携帯電話などインターネットを利用できる環境があれば、無料で閲覧できます。また、Xにログイン後、「フォロー」していただくと、ご自身のページでリアルタイムに情報を閲覧することができます。

ホームページよりも、手軽に早く最新情報を得ることができるため、災害時などで電話やメール等が繋がらなくなった際にも活用することができます。



ホーム

話題を検索

通知

メッセージ

リスト

ブックマーク

コミュニティ

プロフィール

もっと見る

町田市生涯学習センター（町田市公式）

500 件のポスト



プロフィールを編集

町田市生涯学習センター（町田市公式）

@machida_manabi

〒194-0013 町田市原町田6-8-1（町田センタービル6・7・8階）

Tel.042-728-0071

開館時間：午前9時から午後10時

休館日：第4月曜日（ただし、祝日・振替休日の場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月3日）

📍 東京 町田市 🌐 city.machida.tokyo.jp/bunka/bunka_ge...

📅 2019年10月からTwitterを利用しています

18 フォロー中 710 フォロワー

X
アカウント

@machida_manabi

アカウント
URL

https://twitter.com/machida_manabi

アクセス数

	2024年度	前年比	2025年度
発信数（投稿数）	61	10%減	54
登録数（フォロワー数）	798	73名増	871



学 習 相 談

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

学習活動を行う上で生じる問題や疑問を解消し、誰もが学習を円滑に進めていけるよう支援することを目指します。

概 要

相談内容に応じ、学習に関する様々な情報や、学習を進めるうえで必要となる知識やノウハウなどを提供しています。

多様な相談内容に対応できるよう、行政、大学、市民団体、NPO法人などの様々な機関が発信する学習情報を常時収集し、活用しています。

また、2022年度から運営を開始した町田市立町田第一中学校図書室ここまちベースでは、地域の大学生が学習支援員として、宿題や調べもの、スマートフォンの操作等、様々な学習相談に対応しています。

主 な 相談内容 ・ 学習支援

○ 生涯学習センターで受けた相談

- ・ 学校イベントとして、平和に関するイベントの開催を検討している。
その際、講師として「原爆被爆者の会」に登壇依頼を行いたいと考えているが、平和イベントの企画が初めてなので、企画内容や予算、講師等の相談したい。
- ・ 会社と家族以外の繋がりが希薄だと感じ、地域で何かしたいと考えている。自分を再確認してみると、教えること、伝えることが得意だと考えており、それを地域で活かせる場を探している。
- ・ Dサミットに企画段階から参加できる学生さんを探している。
- ・ 大学の授業の一環として、学生の施設見学をお願いしたい。
- ・ 学校イベントとして、11月以降平和に関するイベントの開催を検討している。
企画内容のヒント・講師の紹介を希望された。

○ ここまちベースで受けた学習相談や学習支援など

- ・ 小学生へ割り算のやり方について、日常生活で使用する場面などに触れつつ、理解へと導いた。
- ・ 中学生のテスト対策として、学習計画を立てる助言、連立方程式のやり方や地理の気候区分を一緒に調べながら支援を行った。
- ・ 中学生への進路選択への助言や、志望校合格に向けたやるべきことの整理を一緒に行った。
- ・ 高校生へのテスト対策として、二進数を16進数に変換する方法、二次関数や場合の数について解説を行った。
- ・ スマホの使い方について、学びあいの場を作っている学習意欲の高い高齢の女性に、東京アプリのポイントの獲得方法について解説した。
- ・ 写真・動画送信、保存の方法などLINEの細かい設定について高齢の男性に解説を行った。

【役割 3】

学びを深め、活かす

- 市民の学びに関するニーズの把握につながる事業
- 地域で学び合う場を創出し、地域の課題を解決するための支援につながる事業
- 地域で活動する人材の育成や、学びを入口にした地域団体の形成につながる事業

まちだ市民大学HATS 前期 「まちだの福祉」
 ～「福祉×●●」を探す旅へ、あなたのできる『福祉』を探しに～

【役割3】
 学びを深め、
 活かす

目 的

多様性や共生社会を実現するために、自分なりの「福祉×●●」を見つけ、福祉に携わっている方、まだ知らない方にも、新たな世界を広げる機会とします。

対 象

どなたでも
 ※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・募集案内・X

費 用

1,500円

会 場

町田市民フォーラム、玉川学園コミュニティセンター

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月16日(金) 18:30～20:30	【福祉×共生社会】ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の実現に向けて	桜美林大学 健康福祉学群 准教授 谷内 孝行 氏
2	5月30日(金) 18:30～20:30	【福祉×表現】 つくること・描くこと それぞれの表現のかたち	クラフト工房 LaMano 施設長 高野 賢二 氏
3	6月14日(土) 14:00～16:00	【福祉×挑戦】＜公開講座＞車いす女子大生が語る未来への道～私のストーリーとその先へ～	モデル 玉置陽葵 氏
4	6月27日(金) 18:30～20:30	【福祉×コミュニケーション】交流分析で考える“地域での対話力”～障害特性を理解し、より良いコミュニケーションを築く～	心理カウンセラー 山田 勉 氏
5	7月11日（金） 18:30～20:30	【福祉×地域】多世代の地域の活動拠点 みんなの居場所・振り返り	町田・ワークス まちの縁がわ小山田桜台 木野 直美 氏

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
20人	9人	31人	7人
募集（公開講座）	応募（公開講座）	参加（公開講座）	
30人	32人	27人	

参加者の声

- ・福祉についての知識を得たかった。また、色んな方とのグループ活動をする機会があるので、色んな人の意見を取り入れるいい機会になったと思った。
- ・福祉について、自分の知識のアップデートをしたかった。登壇する先生が魅力的だったため。
- ・車いすの方の人生を紹介いただき葛藤や苦勞が伝わってきて印象に残りました。地域を良くしたいと思い、行動にうつされた方の体験を伺えて勉強になりました。
- ・日々丁寧にメンバーの皆さんとスタッフ・ボランティアの方々が時間を重ね、得意や好きを掛けあわせて作品を作っているんだなと感じました。高野さんが「メンバーだけではなく、関わる全ての方が幸せになること、それが（＝福祉）目指すところ」と言うお話は、これからの福祉の在り方を考える大切な視点だと思いました。ありがとうございました！

講座風景



第1回【福祉×共生社会】



第2回【福祉×表現】



第3回【福祉×挑戦】＜公開講座＞



第4回【福祉×コミュニケーション】



第5回【福祉×地域】

まちだ市民大学HATS 前期 まちだのまちとくらしのエコ入門 ～地球にやさしい「くらし方」を探して～

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

本講座は、座学や現場での体験、見学等を通して、町田市の環境全般について学ぶとともに、環境保護の意義や役割についての理解を深め、環境にやさしくくらし方を見つけることにより、地域活動の担い手や環境に配慮した市民の育成を目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・募集案内・X

費 用

1,500円

会 場

玉川学園コミュニティセンター、町田市バイオエネルギーセンター、奈良ばい谷戸、(株)日本フードエコロジーセンター、鶴見川流域センター、多摩動物公園

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月18日(日) 10:00～12:00	【基調講義】 ・オリエンテーション ・温暖化とエネルギー問題 ・受講者交流会	・中央大学兼任講師 宗像 慎太郎 氏
2	5月30日(金) 10:00～15:00	【3R講義・施設見学】 ・食べ物と3R ・町田市バイオエネルギーセンター見学	・ごみ問題ジャーナリスト 江尻 京子 氏 ・循環型施設管理課職員
3	6月7日(土) 10:30～13:45	【農業体験】 ・奈良ばい谷戸で田植えをしよう！ ・里山講義「都市農業の意義」	・まちだ結の里 ・恵泉女学園大学准教授 宮内 泰之 氏
4	6月28日(金) 10:00～12:30	【防災講義】公開講座 ・講義「鶴見川流域治水における町田市の貢献と課題」 ・鶴見川流域センター・多目的遊水地見学	・慶応義塾大学名誉教授 岸 由二 氏 ・鶴見川源流ネットワーク職員
5	7月11日(金) 10:00～14:00	【フィールドワーク】 「生物多様性を楽しく学ぼう！」多摩動物公園見学	・多摩動物公園動物解説員
6	7月19日(土) 10:00～12:00	【まとめ、修了式】 ・学習のまとめ「まちとくらしの物語」 ・振り返り交流会、修了式	・恵泉女学園大学教授 篠田 真理子 氏

※オプション

6月20日(金) 9:40～11:10	【施設見学】「企業の環境への取り組みについて知ろう！～余った食品を発酵飼料に～」	(株)日本フードエコロジーセンター
------------------------	--	-------------------

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
20人	10人	46人	6人
募集（公開講座）	応募（公開講座）	参加（公開講座）	
30人	18人	14人	

参加者
の 声

- ・ 講師から「温暖化対策のためにわざわざ取り組む」のではなく「何かをするときに、温暖化対策となるものを選ぶ」との話があった。この言葉で省エネの取り組みにがんばれると思った。
- ・ 谷戸（里山）は適切に人の管理があれば生き返ることを学んだ。
- ・ 鶴見川は自宅から離れているので身近ではなかった。先生のお話を聞いて、鶴見川で40年も治水対策をしてきたことを詳しく知った。健全な水循環系を保つことの重要性がわかった。
- ・ 解説員の方の話を聞き、動物を守るための動物園の取り組みがよくわかった。
- ・ “町田”を客観的に多角的にみることができ今自分が住んでいるところに対する理解が深まった。
- ・ フードロスが多いとは聞いているが、こんなに多いことを実感した。それを飼料にしたり電気を作ったり、肥料にしたり有効活用されていることに驚いた。

講座風景



▲基調講義の様子(第1回)



▲バイオエネルギーセンター(第2回)



▲田植えの様子(第3回)



▲公開講座の様子(第4回)



▲多摩動物公園(第5回)



▲フードエコロジーセンター(オプション)

まちだ市民大学HATS 後期 「まちだの福祉」
～「福祉×自分」をみつけに ～今、あなたができること～

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

多様性や共生社会を実現するために、自分なりの「福祉×●●」を深く学び、実践し、自分でも気が付かない新たな可能性を探す機会とします。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2025年度前期受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・募集案内・X

費 用

1,500円

会 場

町田市民フォーラム、町田第一中学校、町田市バイオエネルギーセンター

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月10日(金) 18:30～20:30	【福祉×共生社会】「人権」から考える共生社会づくり～障害平等研修をやってみよう！～	桜美林大学健康福祉学群 准教授 谷内 孝行
2	10月17日(金) 18:30～20:30	【福祉×挑戦】見て、触れて、学 ぶ！車いす&日本手話体験～体 験を通じて、やさしい社会を考えよう ～	・町田ヒューマンネットワーク ・JSLアミーゴ倶楽部
3	10月31日(金) 18:30～20:30	【福祉×コミュニケーション】地域福祉 に役立つ！誰もが安心できるコミュニ ケーション講座～みんなが安心でき る地域の会話、はじめませんか？～	心理カウンセラー 山田 勉 氏
4	11月9日(日) 10:00～14:00 11月16日(日) 10:00～14:00	【福祉×表現】町田市障がい者青 年学級でのボランティア体験～自分 にできる支援を見つけよう～	町田市障がい者青年学級 (公民館・ひかり学級)
5	11月21日(金) 18:30～20:30	【福祉×地域】ゲームやワークを通じ て自分のできることを考えよう！ ・振り返り	・町田市地域活動サポートオ フィス 喜田 亮子 氏 ・プログラム委員

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	5人	21人	5人

参加者の声

- 最後の『特権』に関するワークが一番考えさせられました。丸めた紙をみんなでパスしていけば、後ろの人でもゴミ箱に入れることができたんだと思いました。知恵と周りを見ることが大事ですね。
- 車いす初デビューしました。車いすユーザーの悩みや困っていることがほぼ同じなので、障がいの種類なんて関係ないと思いました。
- 知的障がいの方の意見を汲み取って、計画から実施に至るまで行われていて、一昔前とはずいぶん変化がある、と実感しました。
- 福祉というと専門的な色が強いイメージだが、誰でも気軽に世の中のいろんな人と関わっていくことなんだということが分かって良かったです。“ふつうの暮らしを幸せにする”って言葉が心に残りました。

講座風景



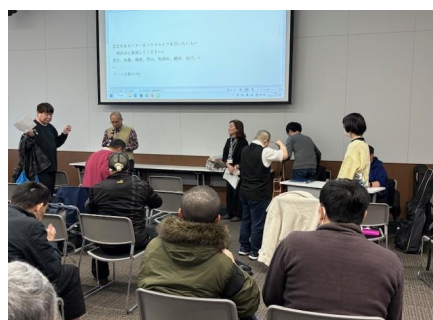
第1回【福祉×共生社会】



第2回【福祉×挑戦】



第3回【福祉×コミュニケーション】



第4回【福祉×表現】



第5回【福祉×地域】

まちだ市民大学HATS 後期 まちだの水とみどり入門 ～大切な水とみどりを守るために～

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

本講座は、座学や現場での体験、見学等を通して、町田市環境全般について学ぶとともに、市民団体の活動に参加することで、環境保護の意義や役割についての理解を深め、講座修了後の活動参加に繋げるなど、地域活動の担い手となる市民の育成を目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2024年度未受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・生涯学習NAVI・募集案内・X

費 用

1,500円

会 場

玉川学園コミュニティセンター、小野路町奈良ばい谷戸、
上小山田みつやせせらぎ公園、三輪南谷、鶴見川クリーンセンター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	9月27日(土) 13:45～16:15	【基調講演】 ・オリエンテーション ・「まちだ市民大学HATSとの出会い～30年+」 ・受講者懇談会	NPO法人鶴見川源流ネットワーク理事（事務局長） 深見 幹朗 氏
2	10月12日(日) 10:30～13:30	【農業体験】 ・奈良ばい谷戸で稲刈りをしよう！ ・里山講話	・NPO法人まちだ結の里 ・同法人理事長 田極 公市 氏
3	10月26日(日) 10:15～13:30 (雨天中止)	【水の体験】 ・「生きものの生育・生息・繁殖環境のお世話」 ・交流会	鶴見川源流自然の会
4	11月8日(土) 10:15～15:00	【緑の体験・施設見学】 ・「三輪南谷ふるさとの森で竹林の管理作業」 ・「使った水のゆくえを知る」	・三輪みどりの会 ・鶴見川クリーンセンター
5	11月15日(土) 14:00～16:00	【公開講座】 ・講義「環境と危険生物」	東京家政大学 講師 片田 真一 氏
6	12月6日(土) 14:00～16:00	【まとめ、修了式】 ・「大切な水とみどりを守るために私たちにできること」 ・振り返り交流会、修了式	和光大学 教授 堂前 雅史 氏

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	6人	23人	5人
募集 (公開講座)	応募 (公開講座)	参加 (公開講座)	
80人	25人	20人	

参加者
の 声

- ・ HATSの歴史を知れて、興味深かった。マダケやアズマネザサが猛威をふるっているお話を興味深く聴きました。
- ・ 里山の再生のために多くの人のご尽力があることを知りました。また環境を守るために自分に何ができるのかを考えさせられました。
- ・ 竹林が土地に与える影響など、あまり考えていなかったことに気がありました。正しく手入れをされないと良好な自然環境が維持できないと改めて考えさせられました。
- ・ 下水をきれいな水（中水）に変える過程、今まできちんと知ろうとしていなかったけど、今回興味深く聞き、見学させていただきました。
- ・ ハナバチとカリバチの豊かな個性、活動を知ることができた。とても面白い講演でした。
- ・ 町田のみどりと水に関する包括的な理解ができました、「Nature Positive」の考え方を学びました。

講座風景



▲奈良ばい谷戸(第2回)



▲三輪南谷ふるさとの森(第4回)



▲鶴見川クリーンセンター(第4回)



▲公開講座の様子(第5回)

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ マイライフ・マイステージ in 町田

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

自分の人生体験や物語を元に、演劇のワークショップや創作活動を通じて自分自身を振り返り表現する「自分劇」を受講者に体験してもらい、自己理解を深め、他者との共感をはぐくみ、表現のすばらしさを体験してもらうことを目的とする。

企画

表現の芽をはぐくむ会

対象

原則として市内在住・在勤・在学の方

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

会場

生涯学習センター

費用

無料



▲講座の様子（第1回）

日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	3月7日(土) 13:00~17:00	①「アイスブレイク」初めて集う参加者同士、心を開いて表現する準備をする ②「人生の棚卸し」自分の人生の印象的なエピソードを紹介し合い、発表内容を決定する。	桜美林大学 芸能文化学群長 桜美林芸術文化 ホール館長 演劇・ダンス専修 教授 能祖 将夫 氏
2	3月14日(土) 13:00~17:00	前回講座で決定した発表内容に、講師のアドバイスも戴きながら演劇表現を加え、成果発表会に向けて形を作っていく。	
3	3月21日(土) 13:00~19:00	ホールのステージで実際に動きつつ、成果発表会に向けて準備を整える。成果発表会は17時開演。観客も公募する。	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加	観覧者
6人	7人	5人	32人

参加者 の 声

- ・ 人の人生のストーリーを聴くことについて、もともととても興味がありました。語り、聴き、共有し合うことで、豊かな時間を創り出すことができるのだと、改めて体感することができました。こういった機会を、様々な場所で益々作っていきたいと思っており、今回ははじめての一步を踏み出させてもらった思いです。

観覧者 の 声

- ・ お一人おひとり皆さんのかけがえのない人生のエピソードを丁寧にお話くださり、心より笑い、共鳴し、感動し、あたたかい気持ちになりました。すばらしいステージをありがとうございました。
- ・ 人それぞれのエピソードは当然自分のものではない為、よい体験談を聞かせてもらった。一人ひとりの観点は異なるので、とても新鮮であった。

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ
戦争と平和を「言葉」と「絵」で伝える

【役割3】
 学びを深め、
 活かす

目 的

戦後80年を過ぎても絶えない戦争について、「朗読」や「絵本」を通じて、平和について考えるきっかけとする。

企 画

朗読劇 座・風鈴

対 象

どなたでも（応募者多数の場合は市内在住者優先）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・NAVI

会 場

生涯学習センター

費 用

無料

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	2026年2月17日 (火) 14:00～16:00	【絵本で伝える戦争と平和】 ●講義：絵本の社会的側面・メディアとしての役割、「平和」「戦争」をテーマにした絵本の紹介 など ●グループワーク：小グループに分かれて講師の指定した絵本を読み、各々の感想を語り合う ●質疑	絵本コーディネーター 東条 知美 氏
2	2026年3月10日 (火) 14:00～16:00	【朗読を通じ、平和について語り合う】 ●「りゅう子の白い旗」の朗読劇 ●グループ内で感想などを共有 ●まとめ	朗読劇 座・風鈴 (企画団体)

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	30人	50人

**参加者
の 声**

- ・このような対話的なグループワークを小学生がやっていることに、子どもから大人が学ばなければいけないことがたくさんあると思いました
- ・参加して良かったです。私は会社員を退職後、「戦争と平和」に関する何か活動できないかと考えていました。戦争に行った父の体験を録音したテープがありますので、これを活かす方法を考えています
- ・文と版画がとてもわかりやすく、理解しやすく良かったです。座・風鈴の皆様の声が響いてきて、ストレートに伝わり心に落ちて、実りのある時間を過ごすことができました。声の力を心強く感じました
- ・朗読や児童文学を通じて、戦争と平和についていろいろ考えることができました。聞くだけでなく話し合いがとても有効で大切と思いました。是非これからも話にしていきたいです

講座風景



▲講師：東條 知美氏（第1回）



▲朗読劇の様子（第2回）

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 手話で伝わる喜びと魅力を体験！

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的 手話を知らない方に、手話のすばらしさを広く知ってもらうことを目的とする。

企 画 町田ろうなん協会

対 象 どなたでも

周知方法 広報・ホームページ・チラシ

会 場 玉川学園コミュニティセンター

費 用 無料



▲講座の様子（第3回）

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	2026年1月24日 (土) 14:00～16:00	「静粛と轟音のあいだで～人生という名の カセットテープ～」 (聴こえない世界について知っていただ く)	元人形劇団デフ・パ ペットシアター・ひとみ代 表 善岡 修 氏
2	2026年2月28日 (土) 14:00～16:00	「東京デフリンピックを闘い終えて」 (デフリンピックに出場（2025年11 月）して、スポーツを通じた世界との繋が りや出場した生の感想また結果の報 告)	東京2025デフリンピッ ク自転車競技日本代 表 早瀬 憲太郎 氏
3	2026年3月14日 (土) 14:00～16:00	「非言語コミュニケーションワークショップ」 (非言語コミュニケーションを体験し、手 話の学びに繋がるようにする)	元人形劇団デフ・パ ペットシアター・ひとみ代 表 善岡 修 氏

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	51人	77人

※手話通訳・要約筆記付き

**参加者
の 声**

- ・手話には興味があったが、何となくしか知らなかった。思っていた以上に表現力、感情力があり、とても奥深いと感じた。
- ・共生（共に生きる）社会はあたり前、その先に何を作っていくか、を実行されている姿に勇気をいただきました。理解でなく、認め合うことから始まりますね。
- ・手話は表情も大事とよく言われますが、「表情を使う」ということがよく学びました！
- ・ろうの方にしかわからない事は多々あるとは思いますが、少しでも相手の事を知ろうとすれば、わからないことに気づききっかけになると思います。

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 子ども時代の心と向き合う講座

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

当事者の体験談やワークショップを通して、子ども虐待・ヤングケアラー等の問題を皆で考えます。

企画

子どもの未来をかえる会

対象

町田市在住・在学・在勤で子育て中の方。
児童福祉に関心のある学生または関係者。

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・X

会場

生涯学習センター

費用

無料



▲講座の様子（第1回）

日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	2026年1月31日 (土) 14:00～16:00	見えづらいトラウマを知る	一般社団法人 Onara 代表理事 丘咲 つぐみ 氏
2	2026年2月8日 (日) 14:00～16:00	ヤングケアラーの経験から ～子どもらしさを考える～	元ヤングケアラー 現ダブルケアラー 友田 智佳恵 氏
3	2026年2月23日 (月・祝) 14:00～16:00	子どもが「助けて」と言えないのはなぜ？	季刊Be!編集者 NHK番組「toi-toi」 出演者 風間 暁 氏

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
30人	30人	51人

※うち保育付き 8人

参加者 の 声

- ・ データによる裏付けがあり、思っていたのと自分の認識と違っていた。大人とか子どもとか若者とか、年齢は関係ない支援・視点が大事だと思いました。
- ・ 社会（地域）や大人が担いきれない役割を子どもが担っている。子どもにも“ケアしない”という権利もある。とても心をゆさぶるお話をありがとうございました。
- ・ 辛い幼少期の体験を聞いた。自分自身の過去も思い出された。「子どもたちから相談されるような大人を目指す」という力強い言葉が印象的だった。
- ・ ほんのささいなことでも、虐待に通じていく。子は生まれながらに親を好きなのはなのに（保護を求めている）親から愛情をかけてもらえない。薬物依存は非行からではなく、大人が信じられないせいというのはビックリした。

家庭教育支援講座修了者団体企画 「子育てママのおしゃべり会～センサリーボトル作り～」

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

子育て中の保護者が、親子で参加できる交流の場を作ることで、楽しみながら地域の繋がりを育むことを目指します。また、生涯学習センターで学んできた子育て中の母親達（企画運営団体メンバー）が主体的に運営し、達成感を味わうことで地域で家庭教育を支える活動を継続していくことを目指します。

対 象

乳幼児から小学生の親子

日 時

2026年2月14日（土）
10：00～11：30

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・
子育てひろばカレンダー・
メール配信サービス

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

企 画 運 営

ポジティブママ（2024年度家庭教育支援学級修了者団体）

内 容

- ・ 参加者同士が交流を深めながら、子育ての悩み相談やおすすめの情報共有を気軽に行える場を提供しました。
- ・ 透明なボトルに水、ビーズ、ラメなどを入れるセンサリーボトルを親子で行いました。

募集・ 参加状況

実 施	参 加（延べ）
1回	3組（9名）

参加者 の 声

- ・ とても楽しかったです。材料などたくさん用意してくださり、ありがとうございます。
- ・ 土曜日にこういったイベントがありませんので、ありがたいです。
- ・ センサリーボトル作りに興味があったので参加しました。



▲センサリーボトルを作りました



▲参加者同士で交流中

家庭教育支援学級 「にこにこクラス～絵本で広がるみんなの輪～」 「みんなと作ろう子育て講座！ハッピーゼミナール」

【役割 3】
学びを深め、
活かす

目 的

子育て中の保護者を対象とした学習機会の提供を通じて、家庭の教育力向上と地域で家庭教育を支援する人材（担い手）を育成することを目的に実施します。学級活動を通して、学級生同士が、子育てについて身近に相談し合える仲間になることを目指します。

対 象

市内在住の子育て中の方

日 時

にこにこクラス：2025年6月～2026年2月
ハッピーゼミナール：2025年5月～2026年3月

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・ポスター
生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

費 用

無料
企画講座の様子▶
(ハッピーゼミナール)

会 場

にこにこクラス：忠生市民センター
ハッピーゼミナール：なるせ駅前市民センター・
生涯学習センター

内 容

【にこにこクラス】今年度のテーマは「絵本」。「子どもが絵本から学ぶこと」、「絵本を通した親子のコミュニケーション」といった家庭教育内の事柄から、「絵本によって繋がる輪」といった学級生同士のつながりや地域との関わりまでを学び、連続講座の最後に絵本の会を開催することを目標として実施しました。

【ハッピーゼミナール】子育て中の保護者ならではの視点を活かし、身近な悩みや疑問をもとに、仲間同士で話し合いながら、「これでいいんだ！ポジティブ子育て～寄り添う・見守る、子どもの発達～」を企画・運営しました。

募集・ 参加状況

参加団体数	回数（延べ）	参加（延べ）
2グループ	28回	182人

参加者 の 声

- ・ 絵本づくりの約1年間、本当に学びの多い講座でした。
- ・ 自分達で絵本の会を行うことがとても実践的で楽しかったです。
- ・ はじめて子どもを預ける経験をしました。預けることが「不安」から「大安心」に変わったことは母子共に大きな大きなステップでした！
- ・ ママ同士いろんなバックグラウンドの人と作り上げるのがたのしかったです。
- ・ 自分が調べるだけでは得られない知識や情報を、同世代のママさんたちと意見を交わしながら学びました。
- ・ 学ぶこと、企画することの楽しさをまたあらためて感じた。



▲成果発表「絵本の会」の様子
(にこにこクラス)



家庭教育支援学級ゼミ企画講座 「これでいいんだ！ポジティブ子育て ～寄り添う・見守る、子どもの発達～」

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

子育て中に感じる「発達のモヤモヤ（悩み・不安）」を共有する機会を提供し、特性をポジティブに捉え、その付き合い方や対応の仕方を専門家から学ぶ場を設けます。また、学んだことを実生活に活かすきっかけを作ることを目指します。

企画

みんなと作ろう子育て講座！ハッピーゼミナール生

対象

市内在住の幼児から小学生の子を持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・生涯学習NAVI・
チラシ・X・メール配信サービス



▲講座の様子

会場

生涯学習センター

費用

無料

日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	2月3日(火) 10:00～12:00	発達の凸凹を知ろう！～パパママのモヤモヤ、先生に聴いてもらおう！～	ゆるみ☆子育て代表 堀内祐子氏
2	2月10日(火) 10:00～12:00	こんなときどうしたらいいの？～特性のある子とのコミュニケーション術～	ゆるみ☆子育て代表 堀内祐子氏
3	2月17日(火) 10:00～12:00	これでいいんだ！をシェアしよう！～学んだことを子どもたちにつなげる～	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
20人	16人	45人

参加者の 声

- ・ 同じグループなど他のお母さんたちも色々な悩みを持っていてがんばっている姿を見て、自分もがんばりたいと思った。今日聞いた話を少しずつ実践していきたいです。
- ・ 先生方の話を伺い、子どもの立場としての気持ち、親としての気持ちを同時に聞けて良かったです。子どもは必ず成長する、子どもを信じてすごしています。
- ・ ポジティブな選択肢を子供に、という話が心に残りました。実践してみようと思います。
- ・ ざっくばらんに色々な話ができて嬉しく、楽しく、気分転換になりました。同じような悩みをもちつつ、子どもと母の個性があって、それぞれの子育てを励ましあえたように感じました。

特別教室等の地域利用

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

町田市立小・中学校の施設を積極的に地域利用に供することにより、地域活動の場として活用していただくことを目的とします。

利用要件

- ① 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内在住の15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であること。
 - ② 構成員が5人以上であり、かつ、その半数以上が市内在住・在勤・在学であること。
 - ③ 構成員全員が同居の家族でないこと。
 - ④ 営利を目的とする団体でないこと。
 - ⑤ 政治・宗教活動でないこと。
 - ⑥ その他、教育委員会が不適当と認める団体でないこと。
- ※ 利用にあたっては、団体登録が必要です。

開放校

- 木曽境川小学校（木曽西1-9-1）
（音楽室、家庭科室、ランチルーム）
- 小山ヶ丘小学校（小山ヶ丘5-37）
（第三音楽室、理科室、図工室、音楽室、家庭科室）
- 鶴川中学校（小野路町1905-1）
（小ホール、ミーティングルーム）
- 町田第一中学校（中町1-27-5）
（武道場、交流ホール、多目的室、音楽室、調理室）

開放日・ 時間帯

【小学校】

- 火・木曜日 夜間の部 18：30～21：00
- 土・日曜日 午前の部 9：00～12：00
及び祝日 午後の部 13：00～17：00
夜間の部 17：30～21：00
- 学校の休業日 午後の部 13：00～17：00
夜間の部 17：30～21：00

【鶴川中学校】

- 木・金曜日 夜間の部 18：30～20：30
- 土・日曜日 午前の部 9：00～12：00
及び祝日 午後の部 13：00～17：00

【町田第一中学校】

- 月・火曜日 夜間の部 19：00～21：00
- 土・日曜日 午前の部 9：00～12：00
及び祝日 午後の部 13：00～17：00

利用実績

	利用者数	利用件数
木曽境川小学校	2,549人	83件
小山ヶ丘小学校	362人	36件
鶴川中学校	355人	12件
町田第一中学校	10,454人	559件
合計	13,720人	690件

地域活性化イベント

町田第一中学校の地域利用によって、多世代交流や地域活性化が促進されることを期待して、イベントを実施しました。

日時 内容 講師

回	日時	内 容
①	8月3日(日) 11:00～17:00	扇子に好きな絵を描こう！ In ルミネ町田
②	12月6日(土) 9:00～15:00	オリジナルリース作り In 芹ヶ谷公園
③	12月6日(土) 10:00～16:00	作ろう、私のブックマーク クリスマスバージョン In 芹ヶ谷公園

募集・ 参加状況

参 加 (延べ)

141人

参加者 の 声

- ・ 出かけた帰りにフラット寄ったのですが、すぐに案内してもらえてよかった。かわいいシールをたくさん用意してくれてたので、子ども達もはりきってうちわ作りができた。制作好きなので楽しそうでした。(①)
- ・ スタッフのみなさん親身で子ども親も楽しく体験することが出来ました。今回町田駅ちかくのルミネで活動を知りましたが、小学校、中学校で普段は活動されていると知り、また参加してみたいと思いました。今は暑くて子を公園など外で遊ばせることも難しいため、屋内活動は本当にありがたいです。(①)
- ・ 夏休みなので子どもが楽しめるイベントをさがしていました。とても良かったです。(①)
- ・ 子ども(2才)と参加しましたが、子どものペースで参加させてもらい、また時々必要なときに声をかけてくださりありがたかったです。ありがとうございました！(②)
- ・ 材料がたくさん準備されていてわくわくしました。教えてくださる方々もとてもやさしく、たのしい時間をすごせました。(②)
- ・ 初めてのリース作りとても楽しかったです！近所の公園でこういったイベントがあるのでとても嬉しいです。(③)
- ・ 楽しすぎました！！またやってほしい！(③)
- ・ しぜん(くさき)にふれられてアートもかんじられました(③)

【役割４】

学びのネットワークづくりを促進する

- 様々な主体による生涯学習の取組情報を活用して、より多くの市民への学習機会の提供につながる事業
- 学んだ成果を発揮する機会・場を提供し、学びの循環につながる事業
- 修了者団体の継続的な活動を支援する事業

学生活動報告会『ガクマチEXPO』宇宙探検隊

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

町田市や近隣で活動する学生団体が、活動成果を市民や団体に広く周知し交流することで、地域活動の促進や連携、さらなる地域活性化を目指します。学生の主体的なイベントの企画・運営を通し、地域への情報発信や地域住民との関わり方を学びます。

対 象

【参加団体】 主に町田・相模原地域で地域連携活動を行っている学生で構成された団体、サークル、ゼミなど

【当日参加者】 どなたでも

日 時

3月20日（土）10：00～15：00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター
他イベントへの出展・各学生団体のSNS

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

出 演

【学生団体6団体】

桜美林大学2団体、和光大学1団体、青山学院大学1団体、
大学等混合団体2団体（相模女子大学、日本大学等）



内 容

	実施団体	団体ブース
①	桜美林大学 SLC-V	第4惑星 SLC-V
②	桜美林大学 ディスカバ！	ディスカバ！未来星
③	和光大学 フードバンクサークルはらぺこあおむし	もぐもぐの星★はらぺこあおむし
④	青山学院大学 ゆるりば	ゆるりば星
⑤	大学混合 さがまち学生Club	さがまち学星
⑥	大学混合 八王子学生委員会	第八惑星 王子星

募集・ 参加状況	募 集	応 募	参 加 (延べ)
	100人程度	—	155人 (学生44人、一般111人)

参加者 の 声	
	・小1の子は謎解きが難しかった。小3は謎解きが難しいながらも取り組めた(一般) ・イベントラスト1時間で参加したが、様々なブースで学生の方たちと交流できて、とても楽しかった (一般) ・行く大学のことを良く聞けたのが良かった (一般) ・どのブースも学びがあり楽しかったです (一般) ・色んな団体と関わることが出来、自ら発信して楽しめた (学生) ・知らない学生団体のことを知ることができた (学生) ・初めてガクマチE X P Oに参加出来て雰囲気を知ることができた (学生)



▲参加学生団体の集合写真

さがまちコンソーシアム協働事業
さがまちカレッジ町田市連携講座
(生涯学習センター等開講講座)

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

さがまちコンソーシアム加盟機関の専門性を活かしながら、暮らしに役立つ講座や社会的な課題の解決など、身近な話題をテーマにした講座を提供し、学びの楽しさを伝えることを目指します。

周知方法

広報（町田市・相模原市）・ホームページ（町田市・相模原市・さがまちコンソーシアム）・チラシ・生涯学習NAVI

日時
内容
講師
対象
費用
会場

回	日 時 対 象	内 容 費 用	講 師 会 場
①	5月24日(土) 6月8日(日) 6月21(土) 14:00～16:00	歌って ハモって Smile! Smile! Smile! 〈春〉	元玉川大学 通信教育部 助教 千葉 佑 氏
	どなたでも	3,000円	なるせ駅前市民センター
②	6月10日(火) 10:00～11:30	遊びで育つ子どもたち：遊び環境のあり方を考えよう	昭和薬科大学 教授 吉永 真理 氏
	大学生以上	1,000円	玉川学園コミュニティセンター
③	10月25日(土) 14:00～15:30	映画『釣りバカ日誌』シリーズの魅力を紐解く	和光大学 表現学部 総合文化学科 准教授 角尾 宣信 氏
	大学生以上	1,200円	玉川学園コミュニティセンター
④	11月16日(日)、29日(土)、12月14日(日)14:00～16:00	歌って ハモって Smile! Smile! Smile! 〈秋〉	元玉川大学 通信教育部 助教 千葉 佑 氏
	どなたでも	3,000円	なるせ駅前市民センター
⑤	11月22日(土)14:00～16:00 23日(日) 10:00～16:00	ハンドベル集中講座 －天使のハーモニーを楽しむ－	元玉川大学 通信教育部 助教 千葉 佑 氏
	中学生以上	6,500円	玉川学園コミュニティセンター
⑥	12月13日(土) 10:00～11:30	薬学講座～末梢神経にはたらく医薬品の化学～	昭和薬科大学 教授 伊藤 俊将 氏
	一般の方	1,200円	玉川学園コミュニティセンター

回	日 時	内 容	講 師
	対 象	費 用	会 場
⑦	2026年1月17日 (土)、24日 (土) 14:00～ 16:00	歩き方教室～こころと身体の解放ができていますか？～	ものづくり文化振興協会 講師 馬淵 正彦 氏
	中学生以上	2,500円	町田第一中学校
⑧	2月7日(土)、 8日(日) 11:00～16:00	日本画の古典技法を学ぶ －絹に描いてみましょう	女子美術大学短期大学 部 非常勤講師 日本 画家 木村 みな 氏
	高校生以上	8,500円(材料費含む)	生涯学習センター
⑨	2月11日(水) 10:00～11:30	みんなで体験！健康な肌を守るスキンケア ワークショップ －薬剤師・小児アレルギーエデュケーター と学ぶ正しいスキンケア	昭和薬科大学 講師 神林 弾 氏
	小学生以上	1,200円	生涯学習センター
⑩	2月14日(土) 13:15～16:45、 28日(土) 10:00 ～17:00、 3月8日(日) 10:00～16:00	ミニドキュメンタリー映画制作ワークショッ プ～身近な「あの人」～	東京造形大学 映画・映像専攻領域 准教授 川部 良太 氏
	中学生以上	3,500円	生涯学習センター 他
⑪	3月21日(土)、 22日(日) 10:30～16:00	デッサンから学ぶ日本画	女子美術大学短期大学 部 非常勤講師 日本 画家 木村 みな 氏
	高校生以上	9,500円(材料費含む)	生涯学習センター

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加
314人	370人	320人

参加者
の 声

- ・やはり、みんなで大声で歌うことは、中々ないので非常に良い。(①)
- ・吉永先生のご人柄がよく、また違う講座でも参加したいと感じました。(②)
- ・今までの自分の考えのワクが広がるように思える。(映画を通じてという視点が面白い)
(③)
- ・毎回楽しいので。思いきり声を出したい。雰囲気が好き。(④)
- ・ハンドベルはこのような機会がないと体験できないのでよかったです。楽しい2日間でした。高い音～低い音さまざま体験できてよかったです。(⑤)

- ・薬はどの人にとっても身近なものであるのに、詳しく学ぶ機会はないなと思い受講しました。処方された際に納得して服用できるのではと思います。(⑥)
- ・歩くために知っておいたらいい知識を効率的に学べた。馬淵先生の経験と知識の蓄積による指導がよかった。個人的にマンツーマンでみてもらえる時間があったのでよかった。(⑦)
- ・知らなかった胡紛のつくり方とは、日本画の知識が深まってよかった。(⑧)
- ・小2の子供が参加しましたが、正しい方法を早いうちに知ることができて良かったと思います。(⑨)
- ・すごく良かったです。身近な「あの人」というテーマということで、無理にかっこつけなく、自然な状況、距離間での撮影が出来ました。同じ受講生の方々と共に仲間としてやっていけてとても楽しかったです。(⑩)

さがまちコンソーシアム協働事業
さがまちカレッジ町田市連携講座（こども体験講座）
（生涯学習センター等市内施設開講講座）

【役割 4】
 学びのネットワーク
 づくりを促進する

目 的

さがまちコンソーシアム加盟機関の専門性を活かしながら、夏休みの自由研究の一助となる内容の講座、親子で楽しめるイベント、そして、学校の勉強とは異なる新たな学びを提供し、学びの楽しさを伝えることを目指します。

周知方法

広報（町田市・相模原市）・ホームページ（町田市・相模原市・さがまちコンソーシアム）・チラシ・生涯学習NAVIホーム

日時
内容
講師
対象
費用
会場

回	日 時 対 象	内 容 費 用	講 師 会 場
①	8月1日(金) ①13:00～14:00／②15:00～16:00	楽器演奏の入り口へようこそ♪ 音の出るおもちゃをつくって遊ぼう (①／②)	東京造形大学 造形学部 教職課程 教授 石賀 直之 氏
	未就学児～小学3年生とその保護者	1,400円(材料費込)	なるせ駅前 市民センター
②	8月23日(土) 13:00～16:00	子ども探究チャレンジ連続講座 ～イカの不思議？イカの魅力～	ものづくり文化振興協会 講師 金勝 友恵 氏
	小学4～6年生・中学生	2,500円(教材費込)	町田第一中学校

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加
75人	74人	57人

参加者
の 声

- ・好きな材料を使って自由に考えて取り組めることがよかった。(①)
- ・自分たちで自由に物づくりができるところが楽しそうでした。(①)
- ・先生たちや、みんなが協力しながらやったりイカのこととかをいろいろしれたり、じっけんしてたくさんのことをまなべました。(②)
- ・たくさん話しかけてくれたり、アドバイスしてくれたりして、きんちょうがほぐれました。今日はありがとうございました。(②)

鶴川地区協議会共催事業 3水スマイルラウンジ「まなびのひろば」

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

地域の歴史や文化を理解するテーマ等を中心に偶数月に講座を実施し、気軽に地域のことを知る機会を提供するため、鶴川地区の交流促進、相談の場となっている鶴川地区協議会主催「3水スマイルラウンジ」にて「まなびのひろば」を開催する。

対 象

主に鶴川地区在住の方

周知方法

広報・ホームページ・ポスター・チラシ・X・鶴川地区協議会便り

費 用

無料

会 場

和光大学ポプリホール鶴川



▲講座の様子 (②)



▲講座の様子 (③)

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
①	4月16日(水) 10:00～11:00 13:00～14:00	春の野原を絵本と草花遊びで楽しもう	野津田・雑木林の会 代表 久保 京子 氏
②	6月18日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	空飛ぶリスと町田（鶴川地区）の自然	写真作家 原田 佳実 氏
③	8月20日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	夏の自由研究にぴったり！ 捨てるなんてもったいない！ 野菜を使って、楽しく絵を描こう！	和光大学フードバンク サークル はらぺこあおむし
④	10月15日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	スポーツで健康寿命を延ばそう！	国土舘大学 体育学部准教授 山田 小太郎 氏
⑤	12月17日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	F C 町田ゼルビア～現在と未来～	株式会社ゼルビア 地域振興部長 野村 卓也 氏
⑥	2月18日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	鶴川を愛した文筆家たち	町田市民文学館 ことばらんど 学芸員

募集・
参加状況

参 加 (延べ)
210人

参加者
の 声

- ・ 小さい頃を思い出し楽しい時間でした。野津田の原っぱに行きたくなりました。(①)
- ・ 町田にムササビが住んでいることは知らなかったです。(②)
- ・ 家でも野菜やフードロスについて考える機会になればと思います。(③)
- ・ 正しいラジオ体操のポイントがわかりTV体操を習慣付けたいと思った。(④)
- ・ 歴史を見ていて泣きました、本当に町田の誇りです。(⑤)
- ・ 大変分かり易く興味深いテーマでした。鶴川や町田が出てくる小説を読みたいです。

町田地方史研究会共催講演会 「新選組のふるさと「多摩地域」」

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

郷土史について研究している町田地方史研究会との共催講演会です。講演会をきっかけとして受講者が郷土の歴史に関心を持ち、地域での学習活動へ参加するよう促します。

対 象

どなたでも

日 時

7月27日（日） 9：40～11：40

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・生涯学習
NAVI・X・市内中学校の社会科授業

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム



講 師

日野市ふるさと文化財課（日野市立新選組のふるさと歴史館）
学芸員 松下 尚 氏

内 容

新選組の局長近藤勇や副長土方歳三は多摩地域の出身です。
江戸幕府との関係が深く、独特の気風を持つ多摩地域が育んだ近藤や土方と、最後まで新選組を支援した多摩の人々について取り上げます。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
180人	176人	153人

参加者 の 声

- ・ 新選組と町田（多摩）にここまでしっかりとつながりがあるということを知れて、学べて、とても嬉しい気持ちになりました。
- ・ 今回、新選組が好きで講座に参加しました。テーマが新選組を支えた地域・人々ということで新しい視点でとても勉強になりました。楽しい、そして面白いお話ありがとうございました。
- ・ 新選組といえば京都での話がドラマになったりするが、多摩中心の話が聞けて良かった。
- ・ 受講してよかった！新選組のこと、勉強になりました。

町田地方史研究会共催講演会 町田の地名～鶴川地区の用水とその水利権～

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

郷土史について研究している町田地方史研究会との共催講演会です。講演会をきっかけとして受講者が郷土の歴史に関心を持ち、地域での学習活動へ参加するよう促します。

対 象

どなたでも

日 時

1月27日（火） 10：00～12：00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

講 師

町田地方史研究会会員
（小島政孝氏、重政文三郎氏、荒井仁氏）

内 容

2026年度に町田地方史研究会より刊行予定の「町田の地名 鶴川地区」の内容をもとに各執筆担当者が講義を行います。



募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
90人	79人	62人

参加者 の 声

- ・ 中世の米作が産業の中心であり、水利はエネルギー資源として重要であったことが良くわかりました。
- ・ 健康の為に近所を散歩しておりますが、新しい道ばかりで面白くありませんでした。本日の講義を拝聴し、当時をしのびながらあちこち探索する楽しみが増えました。
- ・ 初めて参加しました。解り易く地元への興味がわいてきたので今後も続けてゆけたらと思います。
- ・ 古文書から読みとれる事が面白いですね。村々の堰をめぐる訴訟、楽しかったです。
- ・ 古地図はおもしろかった。

生涯学習ボランティアバンク

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

地域の皆さんの知識・経験を地域の中で活かし伝える「知の循環」の仕組みを構築し、市民同士の「学びあい」の輪を広げることを目指します。

対 象

- 登録者
各種の生涯学習活動についての知識、技術、経験を持ち、市民団体やサークル等に対して講義、実技指導などボランティアとして支援ができる個人または団体。
- 利用者
 - ・ 市内で活動する市内在住・在勤・在学の方が半数以上を占める3名以上のグループ、団体
 - ・ 市内の生涯学習に関する事業を行う教育機関や公共団体など
 - ・ 市内の自治会、町内会、老人会、子ども会、PTA等の地縁団体

利 用 の 流 れ

- 1 登録講師ガイドから依頼したいボランティアを探す。
- 2 生涯学習センター窓口で利用者が申し込みをする。
- 3 生涯学習センターからボランティアに依頼内容を伝える。
- 4 承諾が得られたら、依頼者にボランティアの連絡先を伝え、直接相談してもらう。（打ち合わせ）
- 5 打ち合わせ内容に基づき活動する。
- 6 利用後1週間以内に利用報告書を提出する。

費 用

原則無料

材料費や交通費等の実費の取り扱いについては、ボランティアと依頼者で事前に協議をする。

参加者 の 声

- 登録ボランティアの活動報告
 - ・ 【アロマクラフト 手ごね石けんを作ろう】
初めましてのお母様同志、和やかな雰囲気で作っていただきました。「あっという間で、もっとやっていたかった」と嬉しい感想をいただきました。
- ボランティアバンク利用報告
 - ・ 【生物多様性「自然界のおはなし」】
こちらの要望に柔軟に対応していただけるボランティアさんで、連携はとてもスムーズでした。これまでは座学での開催でしたが、今後は屋外での本来の「自然観察」講座をお願いする計画です。
 - ・ 【背骨コンディショニング】
骨の構造がわかり良かった。とても興味深かった。
自治会で開催するイベントの企画に困っていた所、こちらを見つけ利用させて頂きました。講座も多岐にわたり、とてもいいしくみだと思います。

登録件数

75件（内新規登録件数 2件）

利用件数

6件

町田市生涯学習センター・（一社）ものづくり文化振興協会共催
指導者養成講演会「活気あるボランティア活動をめざして
～高校生・大学生のボランティア活動に学ぶ～」

【役割4】学びの
ネットワークづくりを
促進する

目 的

若者のボランティア活動事例を学ぶことでボランティア活動について理解を深め、地域でのボランティア活動の活性化や生涯学習ボランティアバンク登録者のスキルアップを図る。ことを目指します。

対 象

市内在住、在勤、在学のボランティア活動に興味のある方

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ボランティアバンク登録者への個別通知

会 場

生涯学習センター

費 用

無料

町田市生涯学習センター・（一社）ものづくり文化振興協会共催
指導者養成講演会

先着
30名まで！

活気あるボランティア活動をめざして
～高校生・大学生のボランティア活動に学ぶ～

日時
3月22日（日）
13時～15時30分

「ECOダッシュ」まちだの地域活動

生涯学習では、自ら学ぶことと併せて、学んだ成果を実際の生活や地域活動に活かすことが大切です。地域でボランティア活動を行っている高校生、大学生をゲストに招き、若者の地域での取組を紹介します。学んだ成果を地域で活かしていくボランティア活動について一緒に考えてみませんか。

対 象：市内在住、在勤、在学の、ボランティア活動に関心がある方

会 場：町田市生涯学習センター 6階 学習室1・2
（町田市原町田6-8-1 町田センタービル内）

講 師：一橋大学大学院教授・中田 康彦氏
司 会：（一社）ものづくり文化振興協会理事長・土井 康作氏
発表者：都立町田高校3年 守屋 良律さん
東京学芸大学3年 宮澤 貴行さん

申 込：3月1日午前9時から電話で
町田市生涯学習センター（23042・728・0071）へ。

一橋大学大学院社会学部
研究科・社会学部教授
中田 康彦氏

▲講座チラシ

内 容・
講 師

第1部 高校生・大学生の活動報告

- ①ECOまちダッシュ代表・守屋良律さん「高校生が“企画する側”になるまで」
- ②東京学芸大学・宮澤貴行さん「ものづくりボランティア活動」

第2部 参加者によるグループでの話し合い

第3部 一橋大学大学院社会学研究科・社会学部教授・中田康彦氏による
講評と講義

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
30人	24人	23人

参加者
の 声

- ・ ボランティア活動の楽しさ、そして、継続していく難しさを考えさせられた。ボランティアをする側が楽しむことが大切なんだと改めて思った。
- ・ 中田先生の講話が、普段自分が活動の中で思っていることそのもので、それを言語化していただけたので、とてもすっきりしました。
- ・ 若い方達が頑張っている話が聴けてとても良かったです。
- ・ ボラをやってみたいと思った人がどこへ相談すればよいか。どこに情報があるか。市内の情報が散在しているように感じています。ボラ活動はむしろ若い人達の方がうまくツールを使いこなし、やりたいことをやっていると思います。高齢の私たちは教えてもらう立場であることを再認識しました。
- ・ 大変勉強になりました。学生さんの発表がとても良かったです。グループディスカッションも参考になり、皆様の意見がとっても良かったです。ありがとうございました！
- ・ 実体験をともなったお二人の発表と中田先生のお話だけでなく、ディスカッションもあり、大変有意義な会でした。ありがとうございました。

まちだ子どもアクション・町田市地域活動サポートオフィス共催
子どもにやさしいまちの実現に向けて
聴けてる？子どもの声 届いてる？わたしの声

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

- 1 子育て支援ネットワークの形成促進：町田市市内の子ども・子育て支援関係の団体の連携をすすめ、ネットワークの形成を促進する。
- 2 学びを通じた意識の深化：子ども子育て支援団体が「子どもの声を聴くこと」について改めて学び・考える機会とする。
- 3 地域基盤の強化：子どもの育ちを地域全体で支え合うネットワークづくりを推進する。
- 4 子どもにやさしいまちづくり：市民の立場から子どもにやさしい町田の推進をすすめるきっかけづくりとする

対 象

町田市市内の子ども・子育て支援関係団体、NPO、行政関係者、教職員、保護者、関心の
ある市民など

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費 用

無料

会 場

わくわくプラザ町田

日 時
内 容
講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	3月8日（日） 10：00～12：30	1 【基調講演】テーマ：子育ては大玉送り 2 【ワーク】参加者同士でつながろう＆「やってみたい！」を話し合おう	松田 妙子 氏



▲講座の様子



▲集合写真

募集・
参加状況

募 集（延べ）	応 募（延べ）	参 加（延べ）
50人	41人	42人

参加者
の 声

- ・ 具体的なお話（実例）がたくさん聞いて参考になりました。『子育ては大玉送り』いい言葉ですね！これから町田の色々な人たちと協力して大玉を転がしていきたいと思いました。
- ・ 講演会だけでは他の団体と面識を持つことが難しいため、ワークショップがあってよかった。各団体の思いを聞くことが出来有意義な時間だった。
- ・ 皆さんお互いの意見に耳を傾ける姿勢が素晴らしく、共感、共鳴出来る場でエネルギーがわいてきました！

ここまちベース（町田第一中学校図書室）

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

学校の図書室を地域で利用できるようにしたことにより、新たな学びの場、憩いの場を創出します。多世代交流や地域が活性化することを目指します。

概 要

町田第一中学校の図書室で、自由に本の閲覧や自主学習等をおこなうことができます。また、図書室での調べ学習等に役立てるよう、Free Wi-Fiを提供しています。

さらには、学習支援員が常駐し、学習に関する困りごとをサポートしています。特に、2024年度から本格始動した、小学生、中学生を対象に特化した「ここまちの塾」は好評を博しています。

利用要件

市内在住、在勤、または在学している小学生以上の方（未就学児の方は、保護者同伴であれば利用可）

開 放 日 ・ 時 間 帯

土曜日、第1・第3・第5日曜日 9：00～17：00

募集・ 参加状況

新規登録者数	図書室利用者数	学習支援利用者数	ここまちの塾利用者数
117人	710人	128人	196人

マンスリー イベント

	日 時	内 容	参加者数
①	5月31日(土)	モールでお花を作ろう！	7人
②	6月29日(日)	ちりめんで作ろう！つまみ細工	7人
③	7月26日(土)	水彩絵はがきを贈ろう	2人
④	8月23日(土)	金魚すくいをしてみよう	4人
⑤	9月27日(土)	作ろう私のブックマーク	3人
⑥	10月18日(土)	ちりめんで作ろう！つまみ細工	10人
⑦	11月16日(日)	ボードゲームであそぼう！	0人
⑧	1月31日(土)	ここまち学びラボ vol.1 「人生における学びの意味とは？」	3人
⑨	2月14日(土)	モールドールをつくってみよう！	3人
⑩	3月14日(土)	オリジナルスイーツデコをつくろう！	10人
⑪	3月21日(土)	ここまちくんのおはなし会	0人
⑫	3月28日(土)	ここまち学びラボ vol.2 「語ろう！私たちの食生活」	4人

マンスリー イベント参 加者の声

- ・手ぶらで参加できて素晴らしかったです。第2回の開催があれば～！と思います。（①）
- ・様々な折り紙やシールを使ってブックマークを作れたので楽しかったです。自分のオリジナルを作れるので気分が上がります。（⑤）
- ・みんなで1つずつテーマについてゆっくり語り合えたのが良かったです。（⑧）

愛 称

地域の皆さんにとって、『ここ（町田第一中学校図書室）が、まち（地域）の、ベース（安心できる居場所）でありますように♪』という想いが込められています。

生涯学習センター 運営協議会

- ◆ 第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿
- ◆ 第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（後期）

第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿

任期:2024(令和6年)4月1日～2026(令和8年)年3月31日

NO.	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	委員	井上 廣美	学識経験を有する者	
2	委員	瓜生 ふみ子	学識経験を有する者	
3	委員	寺田 康子	学識経験を有する者	
4	会長	古里 貴士	学識経験を有する者	
5	委員	西行 恵	家庭教育支援活動の経験を有する者	
6	委員	櫻井 智仁	市民のうちから公募した者	
7	委員	中尾 啓吾	市民のうちから公募した者	
8	委員	黒木 智子	学校教育の関係者	
9	委員	清水 静香	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
10	副会長	西澤 正彦	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
11	委員	橋本 空	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
12	委員	福井 大海	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	

※並び順は、選出区分及び五十音順です

・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（後期）

記録（後期）：2025（令和7年）年4月～2026（令和8年）年3月まで

定例会議：年6回

会議主会場：生涯学習センター、市庁舎

回	月／日	定例会議題	
	出席委員数	協議事項	報告事項
7	2025年度 5月2日 11名	・市民大学事業再構築の方向性について⑥	・センター長報告 ・生涯学習センター2024年度 事業実績報告
8	7月18日 11名	・市民大学事業再構築の方向性について⑦	・センター長報告 ・生涯学習センター事業の2025 年度取組状況及び2026 年度取組予定について （7月時点）
9	10月6日 12名	・市民大学事業再構築の方向性について⑧	・センター長報告 ・障がい者青年学級事業 再構築の進捗について③
10	11月17日 10名	・市民大学事業再構築の方向性について⑨ ・学習成果を活かす機会の構築について①	・センター長報告
11	1月16日 11名	・市民大学事業再構築の方向性について⑩ ・学習成果を活かす機会の構築について②	・センター長報告
12	2月16日 11名	・学習成果を活かす機会の構築について③	・センター長報告 ・生涯学習センター2026年度 事業計画

資料集

- ◆ 町田市生涯学習センター条例
- ◆ 町田市生涯学習センター条例施行規則
- ◆ 町田市公民館条例
- ◆ 町田市公民館条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱
- ◆ 町田市生涯学習センターの管理に関する要領
- ◆ 町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領
- ◆ 町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領
- ◆ まちだ市民大学 HATS プログラム委員選任要領

○町田市生涯学習センター条例

平成23年6月30日

条例第28号

生涯学習部生涯学習センター

改正 令和4年3月31日条例第14号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、もって町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に基づき教育機関として、町田市生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、町田市原町田六丁目8番1号とする。

(管理運営)

第3条 センターの管理及び運営は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る全体計画の立案及び推進に関すること。
- (2) 市民大学事業その他の生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。
- (3) 生涯学習に係る関係機関との総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習に係る情報の集約及び市民への提供に関すること。
- (5) 生涯学習に係る相談に関すること。
- (6) 地域の教育力の向上の推進に関すること。

(施設)

第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 展示・情報コーナー

(2) 相談室

(3) まちだ中央公民館

(令4条例14・一部改正)

(まちだ中央公民館)

第6条 前条第3号のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条例

例(昭和53年9月町田市条例第44号)の定めるところによる。

(令4条例14・一部改正)

(職員)

第7条 センターに、センター長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センター条例施行規則

平成23年12月22日

教育委員会規則第9号
生涯学習部生涯学習センター

改正 令和4年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市生涯学習センター条例（平成23年6月町田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民大学事業)

第2条 町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第4条第2号に規定する市民大学事業（以下「市民大学事業」という。）として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民の学習活動の推進に関すること。
 - (2) 市民参加によるプログラムの開発に関すること。
 - (3) 講座の運営に関すること。
 - (4) 学習についての調査研究に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 前項第3号に規定する講座は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者が申し込むことができる。
- 3 教育委員会は、第1項第3号に規定する講座において使用する資料等に関し、その実費に相当する額を、当該講座を受講する者から徴収することができる。
- 4 市民大学事業は、まちだ市民大学HATS事業と称する。
- 5 市民大学事業は、条例第5条に規定する施設その他の市内の施設において実施する。

6 前各項に規定するもののほか、市民大学事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令4教委規則6・一部改正)

(遵守事項)

第3条 施設を使用する者は、その使用に際し、教育委員会の指示に従わなければならない。

(令4教委規則6・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則の廃止)
- 2 まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則（平成5年5月町田市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○町田市公民館条例

昭和53年9月30日

条例第44号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成14年3月29日条例第19号

平成16年3月31日条例第24号

平成23年3月31日条例第16号

平成23年6月30日条例第30号

平成28年12月28日条例第42号

平成30年12月28日条例第40号

注 平成16年3月から改正経過を注記した。

町田市公民館設置条例(昭和33年10月町田市条例第47号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、市民の実際生活に即する社会教育に関する各種の事業を行い、もって市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与するため、町田市公民館を設置する。

(名称及び位置)

第1条の2 町田市公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 まちだ中央公民館

位置 町田市原町田六丁目8番1号

(管理)

第2条 公民館は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第3条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 公民館は、法第22条の規定に基づき、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期講座、各種の学級等を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) 施設及び設備を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

第5条 削除

(平23条例30)

(使用の手続等)

第6条 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たっては、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 公民館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(平23条例16・一部改正)

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(平23条例16・全改)

(使用料の免除)

第7条の2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取消し等)

第8条の2 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく町田市教育委員会規則に違反したとき。

(3) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定により使用者が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、教育委員会はその責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条の3 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条の4 使用者は、公民館の施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第8条の5 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第8条の2第1項の規定により使用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しななければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市公民館使用条例の廃止)

2 町田市公民館使用条例（昭和33年10月町田市条例第48号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2項を削る改正規定、第1条の次に次の1条を加える改正規定及び別表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成14年8月教委規則第13号で、同14年10月1日から施行）

附 則（平成16年3月31日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市公民館条例別表の1の表の規定は、平成16年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第16号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日条例第30号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（第5条（別表の1の表ホルルの項の改正規定に限る。）を除く。）に

よる改正後の町田市地域センター条例、町田市公民館条例、町田市健康福祉会館条例、町田市わくわくプラザ条例、町田市民フォーラム条例、町田市男女平等推進センター条例及び町田市民文学館条例の規定は、平成29年7月1日以後の使用等に係る使用料等から適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月28日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（使用料及び利用料金に関する経過措置）
- 2 この条例（第15条、第18条及び第19条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（平23条例16・全改、平28条例42・平30条例40・一部改正）

1 施設使用料

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後0時まで）
ホール	4,120	4,730	4,120	12,970
諸 活 動	学習室1 910 学習室2 1,570 学習室3 500	1,010 1,780 610	910 1,570 500	2,830 4,920 1,610

室	学習室4	500	610	500	1,610
	学習室5	610	710	610	1,930
	学習室6	610	710	610	1,930
	学習室7	810	960	810	2,580
	視聴覚室	1,570	1,780	1,570	4,920
	調理実習室	1,780	2,030	1,780	5,590
	美術工芸室	1,270	1,470	1,270	4,010
	プレイルーム	810	960	810	2,580
	音楽室1	910	1,060	910	2,880
	音楽室2	500	610	500	1,610
	和室1	1,060	1,220	1,060	3,340
	和室2	710	810	710	2,230
	保育室	1,880	2,130	1,880	5,890

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料（円）
ホール内	グラントピアノ	1台1回	1,570
	反響板一式	1式1回	1,570
	ロールバックチェアー式	1式1回	3,140
	上映設備一式	1式1回	1,570
視聴覚室内上映設備一式		1式1回	1,570
可動式上映設備一式		1式1回	1,040

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。

○町田市公民館条例施行規則

昭和53年10月18日

教育委員会規則第9号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成14年3月29日教委規則第8号

平成14年8月1日教委規則第14号

平成14年11月14日教委規則第18号

平成21年2月12日教委規則第2号

平成23年4月14日教委規則第4号

平成24年3月29日教委規則第3号

(題名改称)

平成29年1月18日教委規則第1号

令和3年3月31日教委規則第4号

令和4年3月31日教委規則第7号

令和5年9月27日教委規則第5号

注 平成21年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号。以下

「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24教委規則3・一部改正)

(職員)

第1条の2 条例第3条に規定する館長は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する

規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号。次項において「組織規則」

という。）第2条第1項に規定するセンター長をもって充てゐる。

2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する

組織規則第6条第3項、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てゐる。

(平24教委規則3・追加、平29教委規則1・令3教委規則4・令4教委

規則7・一部改正)

(休館日)

第2条 町田市公民館（以下「公民館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第4日曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後において、その日に最も近い

休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで、及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(平23教委規則4・平24教委規則3・一部改正)

(使用の申込み)

第3条 条例第6条第1項に規定する施設等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（次条第2項の規定により抽選を行う場合は、当該抽選に当選した者に限る。）は、町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、又は町田市施設案内予約システム（以下「案内予約システム」という。）により使用の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みは、別表に定める申込期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平23教委規則4・一部改正、平29教委規則1・旧第4条繰上・一部改

正)

(使用の承認)

第4条 教育委員会は、条例第6条第1項に規定する使用の承認をしたときは、町田市公民館使用承認書兼使用料免除承認書（第2号様式）を申込者に交付する。ただ

し、案内予約システムにより使用の申込みをした者については、当該承認書の交付は、省略する。

2 条例第6条第1項に規定する使用の承認は、抽選又は申込みの順序により決定するものとする。

(平29教委規則1・追加)

(使用単位の制限)

第5条 同一月に施設等を使用できる使用単位(条例別表1の表に規定する使用単位をいう。以下同じ。)は、一の申込者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間については1単位、全日については3単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある施設等があり、かつ、使用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて使用を承認することができる。

(平29教委規則1・追加)

(使用券の購入)

第6条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の施設使用券を購入しなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の6繰下・一部改

正)

(使用の取消し)

第7条 使用者が使用の取消しをしようとするときは、町田市公民館使用取消書(第3号様式)を教育委員会に提出し、又は案内予約システムにより使用の取消しをしなければならない。

2 前項に規定する取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 抽選に基づきなされた承認 承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる承認以外の承認 使用日の22日前の日

(平21教委規則2・一部改正、平23教委規則4・旧第4条の6繰下、平29教委規則1・旧第4条の7繰下・一部改正)

(期日経過後の使用の取消し等による申込みの制限)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、その使用しなかった日又は取り消された使用日の属する月の翌々の初日から14日までの間、別表に定める申込期間のうちその初日が同月に到来する申込期間に係る申込みを制限するものとする

(1) 使用日に使用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の使用の取消しが同一月内の使用について2回以上あったとき。

(平29教委規則1・追加)

(使用料の免除)

第9条 条例第7条の2の規定により施設等の使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町田市が主催する事業に使用するとき。 全額

(2) 施設等のうちホール及び諸活動室(保育室を除く。)を使用する場合において保育のために保育室を使用するとき。 保育室に係る使用料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の8繰下・一部改正)

(使用期間の制限)

第10条 使用者は、施設等を同一目的で引き続き3日を超えて使用することができ

ない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平 2 9 教委規則 1 ・旧第 5 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 1 1 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により使用の承認を取り消されたとき。

全額

(2) 災害等の理由により施設等が使用できなくなったとき。 全額

(3) 第 7 条第 1 項の規定により使用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 教育

委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市公民館使用料還付請求書(第 4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(平 2 3 教委規則 4 ・一部改正、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 6 条繰下・一部改

正)

(案内予約システムの利用)

第 1 2 条 第 3 条、第 4 条、第 7 条及び別表に定めるもののほか、施設等の使用に係る案内予約システムの利用については、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則(平成 2 9 年 1 月町田市規則第 3 号)の定めるところによる。

(平 2 9 教委規則 1 ・追加)

(使用者の遵守事項)

第 1 3 条 公民館の利用者及び入場者は、公民館の施設、設備、器具等の使用については、職員の指示を受けるほか指示事項を守らなければならない。

(平 2 3 教委規則 4 ・旧第 8 条繰上、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 1 4 条 この規則の施行に必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 2 3 教委規則 4 ・旧第 9 条繰上、平 2 4 教委規則 3 ・一部改正、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 8 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 3 月 2 9 日教委規則第 8 号)

改正 平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、第 2 条の次に次の 1 条を加える改正規定、第 1 号様式及び第 2 号様式を改める改正規定並びに第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える改正規定は、町田市公民館条例の一部を改正する条例(平成 1 4 年 3 月町田市条例第 1 9 号)附則の「教育委員会規則で定める日」から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 1 1 月 1 4 日教委規則第 1 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の町田市公民館使用規則第 4 条、第 4 条の 6 及び別表の規定は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日以後に申込みをした平成 1 5 年 2 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 1 年 2 月 1 2 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 4 月 1 4 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教委規則第3号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月18日教委規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市公民館条例施行規則の規定は、平成29年4月1日以後に行われるこの規則による改正後の第3条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについて適用し、同日前に行われたこの規則による改正前の第4条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日教委規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第7号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日教委規則第5号）
この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平29教委規則1・全改）

団体の申込 期間	次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 抽選の申込みをする場合 使用日の属する月（以下「使用月」という。）の前々月の初日から同月の8日まで。この場合において
-------------	--

	て、当該抽選に当選した者の当選した施設等に係る使用の申込期間は、同月の9日から使用日の使用時間前までとする。 (2) 前号の抽選を実施した後において空きがある施設等の使用の申込みをする場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用月の前々月の9日（第8条の規定による制限を受けている場合にあつては、15日）から使用日の使用時間前まで (3) 第5条第2項の規定により同一月に5単位を超えて使用する場合の6単位目以後の使用の申込みをする場合 使用月の前月の15日から使用日の使用時間前まで
団体以外の者の申込期間	使用月の前月の15日（案内予約システムを利用して使用の申込みをする場合（第8条の規定による制限を受けている場合を除く。）にあつては、初日）から使用日の使用時間前まで

備考

- 1 この表において「団体」とは、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する者をいう。
- 2 団体以外の者が案内予約システムを利用して使用の申込みをできる使用単位は、同一の使用月につき2単位までとする。
- 3 施設等の使用に係る申込みの受付時間は、開館日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、案内予約システムによる申込みについては、この限りでない。

○町田市立学校施設の開放に関する条例

平成17年10月17日

条例第52号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成23年10月7日条例第38号

平成30年12月28日条例第40号

令和元年12月27日条例第46号

令和4年3月31日条例第13号

令和6年12月27日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設及び附属設備（以下「学校施設」という。）を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。

（平23条例38・令4条例13・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する時間帯に学校施設を市民の利用に供することをいう。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

- (1) 体育館
- (2) 武道場
- (3) 校庭

(4) プール

(5) 特別教室

(6) 温水プール

(7) 体育館空調設備

(8) 校庭照明設備（校庭を含む。以下同じ。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認める学校施設

（令4条例13・一部改正）

（教育委員会の責務）

第4条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、学校開放を積極的に推進するとともに、開放施設の管理運営体制の整備を図らなければならない。

（校長の責務）

第5条 校長は、第1条の目的を十分に理解し、学校開放に積極的に協力しなければならない。

（利用者の責務）

第6条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、開放施設が学校教育の場であることを常に認識し、学校教育に支障のないよう十分な注意をもって利用しなければならない。

（利用できる者の範囲）

第7条 開放施設を利用できる者は、教育委員会から町田市学校開放施設利用登録の承認を受けた団体その他教育委員会が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、プール、温水プール、図書室その他教育委員会が個人に開放することを目的とする開放施設については、個人で利用することができる。

（令4条例13・一部改正）

（利用の承認）

第8条 開放施設を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たって、開放施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしない。

- (1) 営利を目的として利用するとき。
- (2) 政治活動又は選挙運動のために利用するとき。
- (3) 宗教活動のために利用するとき。
- (4) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

(令4条例13・一部改正)

(使用料)

第10条 別表に掲げる開放施設を利用する者は、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、体育館空調設備の使用に係る使用料は、教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

2 別表に掲げる開放施設以外の開放施設の使用料は、無料とする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、武道場及び特別教室の使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(令4条例13・一部改正)

(回数利用券の発行)

第11条 教育委員会は、温水プールの利用者の利便を図るため、回数利用券を発行する。

2 回数利用券は、11券片に対し10券片分に相当する額とする。

(校庭照明設備の利用)

第12条 開放施設のうち校庭照明設備の利用に関しては、この条例及びこの条例に基づき町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）の規定にかかわらず、町田市スポーツ施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）及び町田市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月町田市規則第62号）の例による。ただし、使用料、開放日及び開放時間に関しては、この条例及び規則の規定を適用する。

(令4条例13・令6条例48・一部改正)

(行為の制限)

第13条 利用者は、第8条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(開放施設の変更の禁止)

第15条 利用者は、開放施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(令4条例13・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第16条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 第8条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 災害、工事その他利用者の責めによらない事由により開放施設の利用ができなくなったとき。
 - (4) 学校教育上、学校が緊急に開放施設を利用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により利用者が利用の承認を取り消され、利用を制限され、又は利用

を停止されたことにより生じた利用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、利用を終了したとき、又は前条第 1 項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに開放施設を原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第 18 条 開放施設に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令 4 条例 13・一部改正)

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(町田市立学校施設使用条例の廃止)

2 町田市立学校施設使用条例（昭和 40 年 1 月町田市条例第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この条例による利用の承認を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までにおける第 12 条の規定の適用については、同条中「町田市体育施設条例（平成 17 年 6 月町田市条例第 34 号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成 17 年 8 月町田市教育委員会規則第 10 号）」とあるのは「町田市体育施設条例（平成 8 年 12 月町田市条例第 36 号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成 8 年 12 月町田市教育委員会規則第 6 号）」とする。

附 則（平成 23 年 10 月 7 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成 23 年 8 月 24 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日条例第 40 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例（第 15 条、第 18 条及び第 19 条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 46 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表温水プールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第 11 条第 1 項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 13 号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 12 条の改正規定及び次項の規定 公布の日

- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3項の規定 令和4年6月1日
- (3) 第2条の規定 令和4年8月1日
(準備行為)

- 2 前項第2号に掲げる規定の規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和6年12月27日条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

- (2) 題名の改正規定、第1条から第4条まで、第6条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第2項及び第3項第3号並びに第14条の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

別表（第10条関係）

（平30条例40・令元条例46・令4条例13・一部改正）

開放施設		使用単位	使用料
武道場	町田第一中学校武道場	午前	2,500円
		午後	3,400円
		日中	5,900円

		夜間		1,700円
特別 教室	町田第一中 学校交流ホ ール	午前		1,400円
		午後		1,900円
		日中		3,300円
		夜間		900円
	町田第一中 学校多目的 室	午前		800円
		午後		1,100円
		日中		1,900円
		夜間		500円
	町田第一中 学校第一音 楽室	午前		700円
		午後		900円
		日中		1,600円
		夜間		400円
	町田第一中 学校家庭科 室	午前		600円
		午後		800円
		日中		1,400円
		夜間		400円
温水プール	1回		460円（小学生、中学生、65歳以上の者及び障がい者にあつては、150円）	
体育館空調設備	1時間		300円	

校庭照明設備	30分	620円（小学生、中学生又は高校生主体の団体にあっては、310円）
--------	-----	-----------------------------------

備考

- この表において使用単位の「午前」とは午前9時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの時間をいい、「日中」とは午前9時から午後5時までの時間をいい、「夜間」とは午後7時から午後9時までの時間をいい、「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 温水プールの小学生及び中学生の使用料は、7月21日から8月31日までの期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
- この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づき身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づき愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

○町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則

平成17年10月17日

教育委員会規則第15号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成24年4月19日教委規則第6号

平成27年3月19日教委規則第6号

平成27年12月18日教委規則第13号

令和4年3月31日教委規則第8号

令和4年5月19日教委規則第9号

令和4年7月7日教委規則第10号

令和5年9月27日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校開放の管理及び責任)

第3条 学校開放の実施については、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 学校開放により開放施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(学校開放運営委員会)

第4条 教育委員会は、学校開放の円滑な運営を図るため、必要に応じて学校ごとに学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 教育委員会は、開放施設のうち体育館、校庭及びプールの開放に関する業務を、運営委員会に委託することができる。

3 運営委員会の種類、構成、職務等については、教育長が別に定める。
(開放施設等)

第5条 条例第3条の規定により教育委員会が指定する開放施設並びにその開放日、開放時間及び申請期間（以下この項において「開放日等」という。）は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開放日等を変更することができる。

2 開放施設の利用に伴い、使用することができている設備及びその設置については、教育委員会が校長と協議して定めるものとする。

(令4教委規則9・一部改正)

(学校開放を行わない場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、学校開放を行わない。

- (1) 学校教育に利用するとき。
 - (2) 教育委員会、市又は市内官公署が学校開放以外の目的で利用するとき。
 - (3) 開放施設の維持管理のために教育委員会が利用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。
- (利用登録)

第7条 条例第7条第1項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する18歳以上の者（武道場及び特別教室の利用登録にあっては、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者）であること。
- (2) 構成員が10人以上（武道場及び特別教室の利用登録にあっては5人以上）であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 構成員全員が同居の家族でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、専ら営利を目的とする団体その他教育委員会が不適当と認める団体は、利用登録を受けることができない。

3 利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。

(1) 体育館（体育館空調設備を含む。以下この条において同じ。）

(2) 武道場及び町田第一中学校の特別教室（図書室を除く。）（以下「武道場等」という。）

(3) 校庭（校庭照明設備を含む。以下この条において同じ。）

(4) 特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに次条において同じ。）

4 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、前項の規定による利用登録の申請を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、武道場等及び特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

6 前項の規定により利用登録の承認を受けた団体は、同項の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項又は第10条第1項に規定する申請（同項に規定する町田市施設案内予約システムによる申請を除く。）をするとときに提示しなければならない。

7 利用登録の期間は、1年間（武道場等及び特別教室の利用登録にあつては3年間とする。ただし、体育館及び校庭の最初の利用登録にあつては利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで、特別教室の最初の利用登録にあつては利用登録の日の属する年度の翌々年度の3月31日までを利用登録の期間とする。

8 利用登録を更新しようとする団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日まで（武道場等の利用登録の更新にあつては、教育委員会が別に定める期間内）に、教育委員会に更新の届出をしなければならない。

9 第4項の規定にかかわらず、武道場等の利用登録を受けようとする団体が町田市

集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則（平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」という。）第4条の規定による利用の登録を受けたときは、武道場等の利用登録の承認を受けたものとみなす。この場合において、第5項及び第6項の規定は適用しない。

（令4教委規則8・令4教委規則9・令5教委規則4・一部改正）

（体育館等の利用申請）

第8条 前条の規定により体育館、校庭又は特別教室（以下これらを「体育館等」という。）の利用登録の承認を受けた団体（以下「体育館等登録団体」という。）が体育館等を利用しようとするときは、体育館等利用申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用の申請は、一の体育館等登録団体につき1月当たりの利用回数4回分までとする。ただし、体育館等に空きがある場合は、利用日の1月前から利用日まで（特別教室にあつては利用日の7日前まで）随時申請することができる。

（令4教委規則9・一部改正）

（体育館等の利用承認等）

第9条 体育館等の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、体育館等利用承認書（第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付する。

3 利用承認書は、体育館等を利用するときに提示しなければならない。

（令4教委規則9・一部改正）

（武道場等の利用申請）

第10条 第7条の規定により武道場等の利用登録の承認を受けた団体（同条第9項の規定により利用登録の承認を受けたものとみなされる団体を含む。以下「武道場

等登録団体」という。)が武道場等を利用しようとするとき(次項の規定により予約を行ったときを含む。)は、武道場等利用申請書(第5号様式)又は町田市施設案内予約システム(以下「案内予約システム」という。)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する武道場等登録団体は、案内予約システムにより武道場等の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。

3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用承認)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、武道場等利用承認書(第6号様式)を当該申請をした者に交付する。ただし、案内予約システムによる申請の場合は、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の規定による承認(予約に基づきなされた申請に対するものを除く。)は、申請の順序により決定するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の承認書は、武道場等を利用するときに提示しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用券の購入)

第12条 武道場等の利用の承認を受けた者(以下「武道場等利用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(利用単位の制限)

第13条 同一月に武道場等を利用できる単位(条例別表に規定する使用単位をいう。

以下同じ。)は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間にあってはそれぞれ1単位、日中にあっては2単位として計算する

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある武道場等があり、かつ、利用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて利用を承認することができる。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用の取消し)

第14条 武道場等利用者は、武道場等の予約又は利用の申請を取り消そうとするときは、武道場等利用申請取消書(第7号様式)又は案内予約システムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 予約に基づきなされた申請 当該申請に対する承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる申請以外の申請 利用日の22日前の日

(令4教委規則9・追加)

(期日経過後の利用の取消し等による申請等の制限)

第15条 教育委員会は、武道場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該武道場等利用者に対し、その利用しなかった日又は取り消された利用日の属する月の翌々の初日から14日までの間、別表に定める武道場等の申請期間のうちその初日が同月に到来する期間に係る武道場等の利用の申請及び予約の申込みを制限するものとする。

(1) 利用日に利用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の利用の取消しが同一月内の利用について2回以上あったとき。

(令 4 教委規則 9 ・ 追加)

(利用期間の制限)

第 1 6 条 武道場等利用者は、武道場等を同一目的で引き続き 3 日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(令 4 教委規則 9 ・ 追加)

(図書室の利用手続)

第 1 7 条 図書室を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（小学校就学前の者を除く。）とする。

2 図書室を利用しようとする者は、別に定める利用申請書を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書室を利用する者は、入室し、又は退室するとき、利用者カードを提示しなければならない。

(令 4 教委規則 9 ・ 追加)

(プールの利用手続)

第 1 8 条 プールを利用することができる者は、プールの開放を行う小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒、当該児童又は生徒の保護者及び当該保護者が同伴する幼児（4 歳以上の者で、教育委員会が認めるものに限る。）とする。

2 プールを利用しようとする者は、教育委員会が別に定める方法により、プールの利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9 ・ 追加)

(温水プールの利用手続)

第 1 9 条 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

2 利用券を購入した者は、利用の際利用券を提出することにより利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9 ・ 旧第 1 0 条繰下・一部改正)

(体育館空調設備の利用手続)

第 2 0 条 体育館等登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた体育館等登録団体が、体育館空調設備を利用したときは、月の 1 日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に記入し、当該月の翌月末までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1 月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した体育館等登録団体に対し、納付書を交付するものとする。

4 前項の納付書の交付を受けた者は、納付書に記載された使用料を納期限までに納付しなければならない。

(令 4 教委規則 9 ・ 追加・旧第 1 1 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 2 1 条 条例第 1 0 条第 4 項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の承認を取り消されたとき
全額

(2) 災害等の理由により開放施設が利用できなくなったとき 全額

(3) 第 1 4 条第 1 項の規定により利用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき
教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市開放施設使用料還付請求書（第 8 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(令 4 教委規則 9 ・ 旧第 1 1 条繰下・旧第 1 2 条繰下・一部改正)

(武道場及び特別教室の使用料の減額又は免除)

第22条 条例第10条第3項の規定により武道場及び特別教室の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町田市及び教育委員会が共催する事業に利用するとき 全額
- (2) 教育委員会が指定する町内会、自治会、青少年健全育成地区委員会その他これらに準ずる地域組織が、教育委員会が指定する小学校又は中学校の武道場及び特別教室を利用するとき 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ武道場及び特別教室使用料減免申請書（第9号様式）にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(利用責任者)

第23条 開放施設を利用する団体は、利用日の利用責任者を定めなければならない。
2 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとする。

(令4教委規則9・追加・旧第13条線下)

(案内予約システムの利用)

第24条 第10条、第11条、第14条及び別表に定めるもののほか、武道場等の利用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システム規則の定めるところによる。

(令4教委規則9・追加)

(遵守事項)

第25条 体育館等登録団体及び武道場等登録団体並びに条例第7条第2項に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認を受けた開放施設以外に立ち入らないこと。

- (3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
- (4) 利用を認められたもののみを利用し、利用後は原状に回復すること。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。

(6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。

(7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(令4教委規則9・旧第12条線下・旧第14条線下・一部改正)

(損傷等の届出)

第26条 開放施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(令4教委規則9・旧第13条線下・一部改正、令4教委規則9・旧第15条線下)

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令4教委規則9・旧第14条線下・旧第16条線下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(町田市学校施設開放規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 町田市学校施設開放規則（昭和52年9月町田市教育委員会規則第8号）
- (2) 町田市立学校温水プール使用規則（平成4年8月町田市教育委員会規則第13号）
- (3) 町田市立学校小ホール使用規則（平成14年7月町田市教育委員会規則第12号）

(4) 町田市立学校校庭照明設備使用規則（平成15年2月町田市教育委員会規則第4号）

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この規則による利用の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成24年4月19日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日教委規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年5月19日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定（体育館の項及び校庭の項に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第6項の規定 令和4年6月1日

(3) 第2条並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年8月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の第7条第7項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る特別教室の利用登録の期間について適用し、同日前の申請に係る特別教室の利用登録の期間については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、第1条の規定による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、第2条の規定による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年7月7日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の開放施設の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和5年9月27日教委規則第4号）

この条例中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月

1 日から施行する。

別表（第 5 条、第 8 条、第 1 0 条関係）

（令 4 教委規則 9 ・全改、令 4 教委規則 1 0 ・令 5 教委規則 4 ・一部改正）

施設 の種 類	開放施設		開放日及び開放時間	申請期間
	施設区分			
体育 館	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 町田第二中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 葉師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 武蔵岡中学校	学校の休業 日を除く平 日 学校の休業 日の平日 日曜日、土曜 日及び休日	午後 5 時 から午後 9 時まで 午前 8 時 から午後 9 時まで 午前 8 時 から午後 9 時まで	利用日の属する月の前月の 第 1 土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	武道 場	月曜日及び 火曜日	午後 7 時 から午後 9 時まで	次の各号に掲げる場合に応 じ、それぞれ当該各号に定 める期間

	日曜日、土曜 日及び休日	午前 9 時 から午後 5 時まで	(1) 予約の申込みをする 場合 利用日の属する 月（以下「利用月」とい う。）の前々月の初日か ら同月の 8 日まで。この 場合において、予約をし た者の利用の申請期間 は、同月の 9 日から利用 日の利用時間前までとす る。 (2) 前号の予約を実施 した後において空きがあ る武道場の利用の申請を する場合（次号に掲げる 場合を除く。） 利用月 の前々月の 9 日（第 1 5 条の規定による制限を受 けている場合にあって は、1 5 日）から利用日 の利用時間前まで (3) 第 1 3 条第 2 項の 規定により同一月に 5 単 位を超えて利用する場合 の 6 単位目以後の利用の 申請をする場合 利用月 の前月の 1 5 日から利用 日の利用時間前まで
--	-----------------	-------------------------	--

校庭	南つくし野小学校	学校の休業 日を除く平日	午後５時から午後 ９時まで	利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	校を除く小学校 町田第一中学校	学校の休業 日の平日	午前８時から午後 ９時まで	
	南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 山崎中学校 木曽中学校 小山中学校 武蔵岡中学校	日曜日、土曜 日及び祝日	午前８時 から午後 ９時まで	
プー ル	小学校全校	学校の休業 日のうち各 校１５日以 内で教育委 員会が指定 する日	午前９時 から午後 ３時まで	当日のみ
	つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校			
特別 教室	木曽境 川小学 校	学校の休業 日を除く火 曜日及び木	午後６時 ３０分か ら午後９	利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日の７ 日前まで

ランチ ルーム	曜日	時まで	
小山ヶ 丘小学 校	学校の休業 日を除く火 曜日及び木 曜日	午後６時 ３０分か ら午後９ 時まで	
交流ホ ール 多目的 室 第一音 楽室 家庭科 室	月曜日及び 火曜日	午後７時 から午後 ９時まで	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定 める期間 (１) 予約の申込みをす る場合 利用月の前々月 の初日から同月の８日ま で。この場合において、 予約をした者の利用の申 請期間は、同月の９日か

				ら利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある開放施設の利用の申請をする場合（次号に掲げる場合を除く。）利用月の前々月の9日（第15条の規定による制限を受けている場合にあっては、15日）から利用日の利用時間前までの利用時間前まで (3) 第13条第2項の規定により同一月に5単位を超えて利用する場合の6単位目以後の利用の申請をする場合 利用月の前月の15日から利用日の利用時間前まで
	図書室	日曜日、土曜日及び祝日	午前9時から午後5時まで	当日のみ
鶴川中学校	小ホール ミーティング	木曜日及び金曜日	午後6時から午後8時30分	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日の7日前まで

	ルーム		まで	
温水プール	町田第一中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前9時から午後5時まで	当日のみ
		8月以外の月の月曜日及び火曜日	午後6時から午後8時30分まで	
		8月の月曜日及び火曜日	午後4時から午後8時30分まで	
	南中学校 鶴川中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前10時から午後5時30分まで	
		8月以外の月の木曜日及び金曜日	午後6時から午後8時30分まで	
		8月の木曜日及び金曜日	午後4時から午後8時30分まで	

		日曜日、土曜日及び祝日	午前１０時から午後５時３０分まで	
体育館空調設備	南つくし野小学校を除く小学校	学校の休業日を除く平日	午後５時から午後９時まで	別に定める。
	町田第一中学校	学校の休業日の平日	午前８時から午後９時まで	
	町田第二中学校			
	南中学校			
	つくし野中学校			
	成瀬台中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前８時から午後９時まで	
	南成瀬中学校			
	鶴川中学校			
	鶴川第二中学校			
	葉師中学校			
校庭照明設備	忠生中学校			別に定める。
	山崎中学校			
	小山中学校	１月から３月まで及び１０月から１２月まで	午後５時３０分から午後９時まで	
	堺中学校	４月から９月まで	午後６時３０分	
	武蔵岡中学校			

			ら午後 9 時まで	
--	--	--	-----------	--

備考

- 1 学校の休業日とは、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和 4 2 年 6 月町田市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する学校の休業日という。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日という。
- 3 1 月 1 日から同月 3 日（温水プールにあっては同月 4 日）まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までは、学校開放を行わない。
- 4 前項に規定するもののほか、温水プール及び鶴川中学校の特別教室については、祝日が学校開放を行わない曜日該当するときは、当該祝日における学校開放を行わない。
- 5 特別教室及び温水プールにおける開放時間については、祝日が学校開放を行う曜日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるときは、祝日の開放時間の規定を適用する。
- 6 開放施設の利用の単位は、開放時間の範囲内で教育委員会が別に定める。ただし、武道場等の利用の単位は、条列別表に規定する使用単位のとおりとする。
- 7 武道場等の利用の申請（案内予約システムによる申請を除く。）の受付日及び受付時間は、この表に規定する武道場等の開放日及び開放時間とする。

○町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱

平成24年4月1日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 2012年4月1日

2016年4月1日

第1 設置

町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議するため、町田市生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

- 1 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 家庭教育支援活動の経験を有する者 1人
- (3) 市民のうちから公募したもの 4人以内
- (4) 学校教育の関係者 2人以内
- (5) 生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者 4人以内

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 部会

- 1 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、協議会から指示された事項について検討する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長及び部会員は、委員のうちから、会長が協議会に諮って指名する。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第8 庶務

協議会の庶務は、生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 2 まちだ市民大学HATS運営協議会設置要綱（1993年4月1日適用）は、廃止する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センターの管理に関する要領

令和2年2月1日施行

生涯学習部生涯学習センター

第1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター（以下「センター」という。）における秩序の維持を図り、公務の円滑な執行を確保するために、町田市生涯学習センター条例施行規則第3条（遵守事項）に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 禁止事項等

1 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (3) センター又は物品を汚損し、又はき損すること。
- (4) 拡声器の使用等により示威又はけん闘にわたる行為をすること。
- (5) テント等を設置し、又は座込みをすること。
- (6) 正常な通行を妨げる行為をすること。
- (7) 正当な理由なくセンター内に長時間留まり、又は居座ること。
- (8) 正当な理由なく事務室、倉庫、立入禁止区域等に入ること。
- (9) センターの一部を独占的に占用し、又は利用すること。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両、自転車その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置くこと。
- (11) 動物の持込みをすること。ただし、身体障がい者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。
- (12) 清潔の保持を妨げ、又は美観を損なうこと。
- (13) 泥酔等により他人に迷惑をかけること。
- (14) 職務の妨害になる行為をすること。
- (15) 職員に面会、署名等を強要し、又は押売をすること。
- (16) 威圧的又は乱暴な言動により職員に嫌悪感を与えること。

(17) 寄付金を募集し、又は物品の販売、保険の勧誘、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(18) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布すること。

(19) 貼紙若しくは印刷物を掲示し、又は立札、立看板、懸垂幕等を掲示すること。

(20) 不特定多数の者に署名を求めること。

(21) 市の機関以外の者が集会を主催し、又は集団でセンターに入ること。

(22) 写真、ビデオカメラ、映画等の撮影行為をすること。

(23) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第17号から第22号までに掲げる行為について、教育委員会が次に掲げる要件を満たすものとして許可したときは、当該許可に係る行為をすることができ。なお、教育委員会は、許可をする場合において、必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができ。

- (1) 特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないもの
- (2) 市の事業及び市に関連する事業であり、当該事業の主管課又は関係課が許可の申出をしたもの
- (3) 多数の人、車両等の集中により、センター、周辺道路等に著しい混雑が発生するおそれのないもの

第3 禁止事項等の違反者に対する措置

- 1 教育委員会は、前条第1項の規定に違反した者に対して、センターの立入り若しくは使用の禁止、センターからの退去又は物件の撤去を命ずることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により撤去を命ぜられた物件の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が当該物件を撤去しないときは、自らこれを撤去することができ。この場合において、撤去に要した費用は、所有者等の負担とする。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

○町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領

平成25年1月1日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 2016年10月1日

改正 2022年 6月1日

第1 目的

この要領は、ボランティアバンク事業を実施することにより、共に教え、学び合う生涯学習社会の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において「ボランティアバンク事業」とは、生涯学習について専門的な知識及び経験を有する個人又は団体で町田市教育委員会の登録を受けたもの（以下「ボランティア」という。）と、身近な学習活動を通じて知識及び技術の習得を希望する団体との連携を支援する町田市生涯学習ボランティアバンク事業をいう。

第3 ボランティアの資格要件

ボランティアの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行う者は、ボランティアの登録を受けることができない。

(1) 市内において活動する個人又は団体であって、生涯学習について専門的な知識及び経験を有し、かつ、生涯学習について指導又は助言を行うことができるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認める者

第4 ボランティアの登録方法

1 ボランティアの登録を受けようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育長に提出しな

ければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、ボランティアの登録をするときは町田市生涯学習ボランティアバンク登録書（第2号様式）を、登録をしないときはその旨を、申請者に通知するものとする。

第5 ボランティア登録の有効期間等

1 第4第2項に規定する登録（以下「ボランティア登録」という。）の有効期間等は、ボランティア登録を受けた日から3年間とする。

2 ボランティア登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、ボランティア登録の更新をしようとするときは、前項に規定する有効期間の満了する日の2か月前までに、登録申請書を教育長に提出しなければならない。

3 第4第2項の規定は、前項に規定するボランティア登録の更新について準用する。

第6 ボランティア登録の取消し

1 登録者は、ボランティア登録の取消しを希望するときは、町田市生涯学習ボランティアバンク登録取消申請書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請者のボランティア登録を取り消すものとする。

3 前2項に規定するもののほか、登録者が第3に規定する資格要件を満たさなくなったとき、又はボランティアに必要な適格性を欠くと認められるときは、教育長は、当該登録者のボランティア登録を取り消すものとする。

第7 ボランティア登録の変更

登録者は、ボランティア登録の内容に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

第8 登録者情報の公表

教育長は、登録者の承諾が得られたときは、当該登録者の有する資格、免許、指

導実績等の情報を公表することができる。

第9 利用者の資格要件

1 ボランティアバンク事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内に活動の拠点があり、かつ、市内において活動する団体であって、次のいずれかに該当するもの

ア 構成員が3人以上で、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学している団体

イ 生涯学習に関する事業を行う団体

(2) 町田市町内会・自治会その他市内の地縁による団体

2 前項の規定にかかわらず、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動については、ボランティアバンク事業を利用することができない。

第10 利用申請等

1 ボランティアバンク事業を利用しようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク利用申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは町田市生涯学習ボランティアバンク利用承認書（第5号様式）を、承認しないときはその旨を申請者に通知する。

3 教育長は、前項の規定により利用を承認するときは、当該承認の内容に適していると認めるボランティアを申請者に紹介するものとする。

第11 報告

1 第10第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティアバンク利用報告書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 登録者は、第10第3項の規定による紹介に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティア活動報告書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

らない。

第12 補則

この要領に定めるもののほか、ボランティアバンク事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、2013年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年6月1日から施行する。

町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日

施行

生涯学習部生涯学習センター

第 7 補則

この要領に定めるもののほか、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

附 則

第 1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター条例施行規則(平成 23 年 12 月町田市教育委員会規則第 9 号。以下「規則」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づき、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 学習領域

規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する講座(以下「講座」という。)は、次に掲げる学習領域に属するものとする。

- (1) ふれあい人間学 人間性に関すること。
- (2) 遊々創造学 芸術及び文芸に関すること。
- (3) 生き活き技術学 技術及び科学に関すること。
- (4) ここところからの健康学 スポーツ及び健康に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における生涯学習の推進に関すること。

第 3 講座の実施

教育委員会は、規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定するプログラム(以下「プログラム」という。)を効果的に組み合わせることにより、講座を実施するものとする。

第 4 プログラム委員の設置

- 1 教育委員会は、プログラムに関し、助言を受け、又は意見を聴取するため、まちだ市民大学 HATS プログラム委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、プログラムに関し知見を有する者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

第 5 講座の申込み

- 1 講座を受講しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより、申し込まなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、書面により、当該申込者に通知する。

第 6 周知

教育委員会は、募集案内等により、講座の内容、日程等の周知を図るものとする。

- 1 この要領は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 まちだ市民大学 HATS プログラム会議要領(1993 年 4 月 1 日適用)は、廃止する。

- 3 この要領は、2022 年 1 月 1 日から適用する。

まちだ市民大学H A T Sプログラム委員選任要領

第1 趣旨

生涯学習部生涯学習センター

町田市まちだ市民大学H A T S事業実施要領（2012年4月1日施行。以下「要領」という）第4の規定により、まちだ市民大学H A T Sプログラム委員（以下「委員」という）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の任務

委員は次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員は、委員と職員からなる会議（以下、「プログラム会議」という。）に出席し、町田市生涯学習センター条例施行規則第2条第1項第2号に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）の開発に関し、必要な助言、または提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項を行う。

第3 委員の選任

要領第4の2に規定する「知見を有する者」は、次の各号の者とし、教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者（研究者、及び、市内で活動する有識者）
- (2) まちだ市民大学H A T S講座修了者でその分野について専門性を有すると認める者（以下「修了者」という。）
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認める者

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱された日からプログラム実施年度の11月末日までとする。
- 2 学識経験を有する者は、原則4回を限度に更新することができる。修了者は、原則2回を限度に更新することができる。修了者は、原則過去に経験した者は再任されない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときには、前項に規定する更新回数を超えて選任することができる。

第5 委員の人数

委員は、プログラムごとに5人以内とする。修了者は2人以内とする。

第6 謝礼

委員の謝礼は、プログラム会議への出席1回につき、3,500円とする。

第7 プログラム会議

- 1 プログラム会議は、原則としてプログラムごとに設置し、1プログラムあたり10回以内とする。
- 2 プログラム会議には、座長を置き、委員の互選により定める。座長は、プログラム会議を代表し、会務を総理する。

第8 庶務

委員の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

附 則

この要領は、2012年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、2017年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年11月1日から施行する。

2025年度 町田市生涯学習センター事業報告書
まちだの学び

発行・編集 町田市教育委員会生涯学習部
生涯学習センター

刊行物番号 26-16

発行 2026年8月

〒194-0013
東京都町田市原町田6-8-1
TEL 042-728-0071

この報告書は120部作成し、1部あたりの単価は1,733円です（職員人件費を含みます）。